

第二期白石市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



こじゅうろうキッズランドと大型遊具

令和2年3月
白石市

子どもの笑顔あふれる白石を目指して



我が国では、人口減少・少子高齢化問題が課題となっており、特に地方都市においては深刻な克服しなければならない課題となっております。

また、少子化が進む一方、核家族化の進行、保護者の就業率の高まり、昨年10月からの幼児教育・保育無償化などの影響に伴い保育園入所児童数は近年増加傾向がみられ、保育ニーズは高まっていることから、待機児童数が増えています。

加えて、子どもを取り巻く環境は多様化・複雑化しており、個別事情に寄り添った子育て家庭の支援を早期から継続的・包括的に取り組み、子どもが育つ環境をより良いものにしていくことが重要になっています。

こうしたなか、本市では、平成17年に「白石市次世代育成支援行動計画」、平成27年3月に「子ども・子育て支援新制度」に基づく「白石市子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）」を策定し、各種子育て支援施策を推進してまいりました。第一期計画では、子育て支援コーディネート事業や一時預かり事業の開始、放課後児童クラブの施設整備のほか、アンケート調査で「今後、最も整備・充実させてほしい施設」として市民の皆さまからご意見をいただきました子どもの屋内遊び場「こじゅうろうキッズランド」をオープンさせることができました。

第一期計画の計画期間終了に伴いこのたび策定いたしました「第二期白石市子ども・子育て支援事業計画」では、「白石市次世代育成支援行動計画」から掲げております「子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり」の基本理念を継承し、待機児童解消の取り組みに重点を置くとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援体制の整備や子どもの貧困対策の推進を新たに計画に盛り込んでおります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、「白石市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「白石市子育て支援に関する調査」にご協力いただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

今後の計画の推進にあたりましても、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

白石市長 山田 裕一

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	2
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	3
1 統計にみる本市の現状.....	3
2 アンケート調査の結果.....	12
3 第一期計画の評価.....	21
4 本市の子ども・子育てを取り巻く課題まとめ.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 基本理念.....	33
2 基本的な視点.....	33
3 施策体系.....	34
第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	35
1 教育・保育提供区域の設定.....	35
2 教育・保育事業.....	36
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等.....	42
4 地域子ども・子育て支援事業.....	43
第5章 新・放課後子ども総合プラン白石市行動計画の推進.....	50
第6章 次世代育成支援の展開.....	53
1 地域における子育て支援の充実.....	53
2 子どもと保護者の健康の確保・増進.....	58
3 教育環境の整備.....	61
4 すべての子どもと家庭の安心・安全の確保.....	65
第7章 子どもの貧困対策の推進.....	70
1 子どもの貧困対策の推進にあたって.....	70
2 子どもの貧困対策の具体的な取り組み.....	70
第8章 計画の推進に向けて.....	76
1 計画の推進体制.....	76
2 計画の進捗管理・評価.....	76
資料編.....	77
1 白石市子ども・子育て会議設置条例.....	77
2 白石市子ども・子育て会議委員名簿.....	79
3 計画策定の経過.....	80

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行やライフスタイル、就労環境の変化など、社会経済情勢の変化に伴い、子育てへの不安や困難に対する支援の必要性が高まっています。そうしたなか、平成24年8月に、子ども・子育て支援関連3法が成立し、市町村は、子ども・子育て支援の総合的・計画的な推進を図ることとなりました。

この3法に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が開始されるにあたり、すべての市町村は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画を基本とした市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとなりました。

白石市では、「子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり」を基本理念として掲げ、保育の必要度に応じた幼稚園・保育園などの利用希望の見込みや確保策、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を反映させた「白石市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を平成27年3月に策定しました。

また、「第一期計画」の推進と並行して、全国的な課題として、待機児童問題や子どもの貧困の問題についても対策が求められるなか、本市においては平成28年3月に、「第一期計画」の別冊として「放課後子ども総合プラン白石市行動計画編」を策定し、「小1の壁」の打破や次代を担う人材育成に向けた、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備などを進めています。

子どもの貧困問題に対しては、平成29年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、子どもや家庭の実態把握に努めてきました。

そしてこのたび、「第一期計画」の計画期間が令和元年度に終了するにあたり、新たに令和2年度から令和6年度を計画期間とする第二期計画を策定いたします。合わせて、本計画は「新・放課後子ども総合プラン」、「次世代育成支援行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に係る市町村計画」としての内容も含まれます。

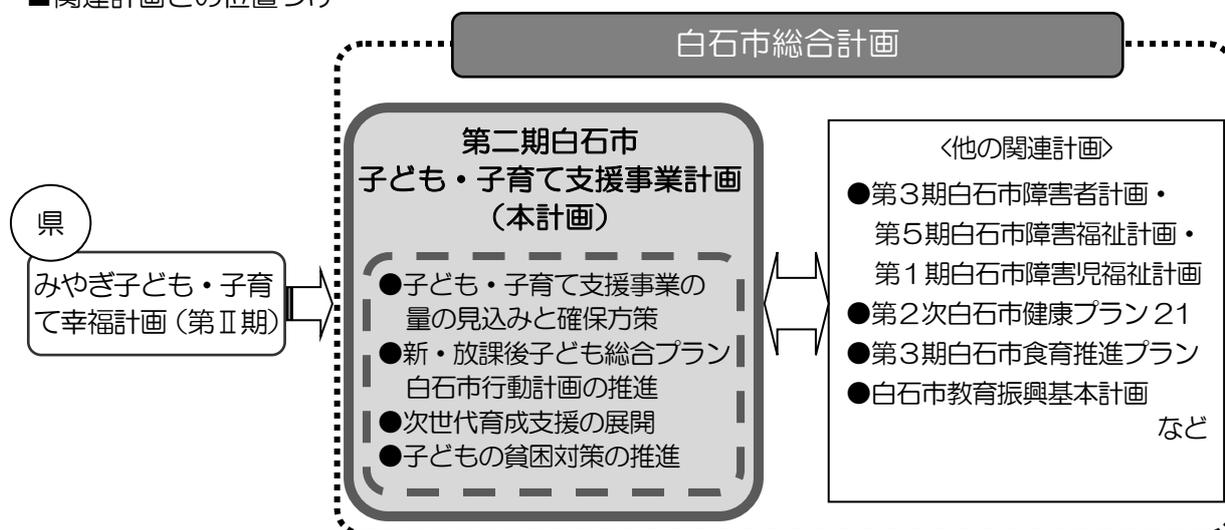
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」及び児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画となっています。

そして、「新・放課後子ども総合プラン」について（通知）（厚生労働省・文部科学省共同：平成30年9月14日）に基づく「新・放課後子ども総合プラン白石市行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「市町村計画」としての内容も含まれます。

さらに、県の策定する「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅱ期）」及び市の上位計画である「白石市総合計画」並びに子どもの福祉や教育に関する他の計画とも調和のとれた計画を目指すものです。

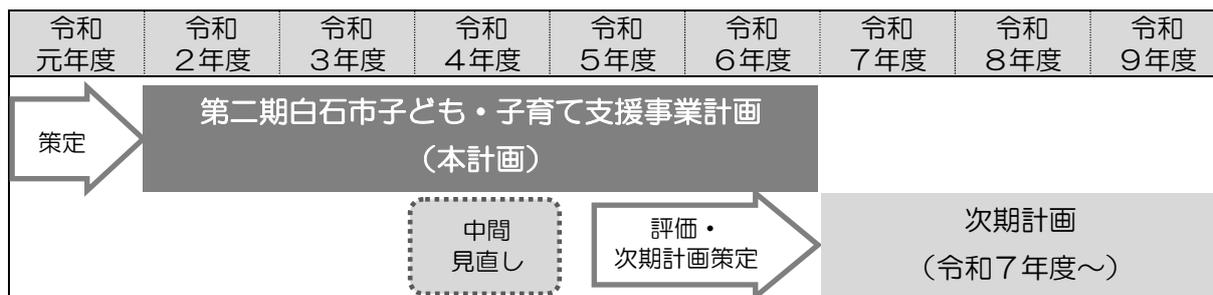
■関連計画との位置づけ



3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年となる令和4年度を目安として計画の見直しを行うものとします。



第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

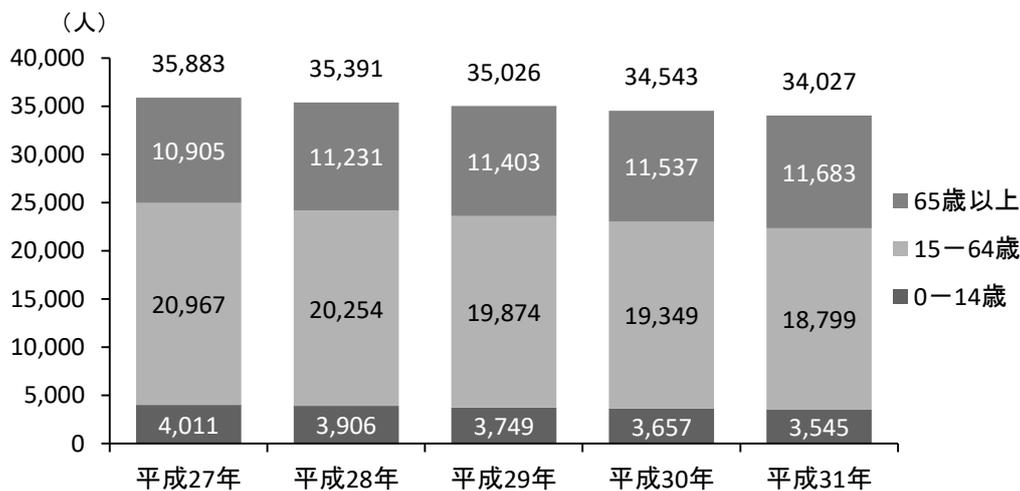
1 統計にみる本市の現状

(1) 人口等の状況

人口の推移をみると、年々人口は減少しており、平成31年には34,027人となっています。また、年齢3区分別にみると、「0～14歳」及び「15～64歳」が減少しているのに対して、「65歳以上」は増加しており、少子高齢化の一層の進行がみられます。

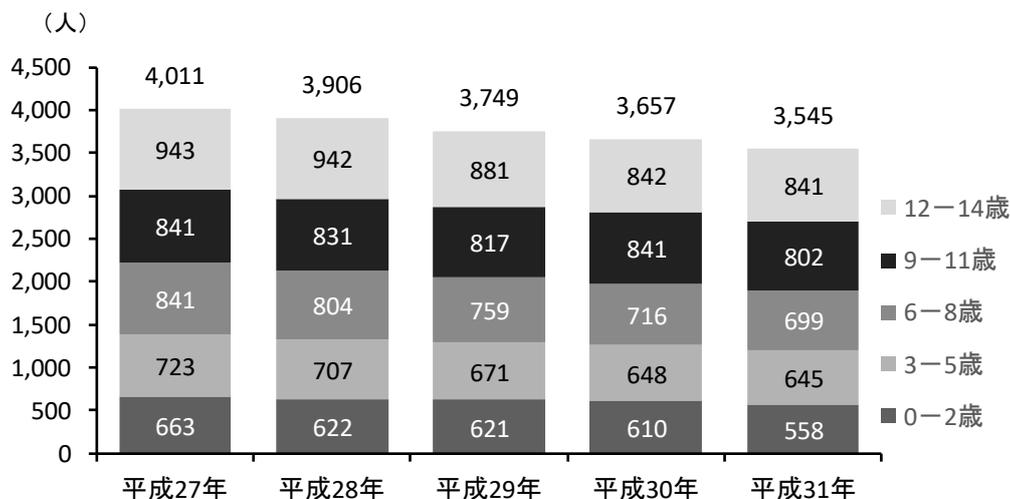
子ども人口については、平成27年以降いずれの年齢層も減少傾向にあり、平成31年には3,545人となっています。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

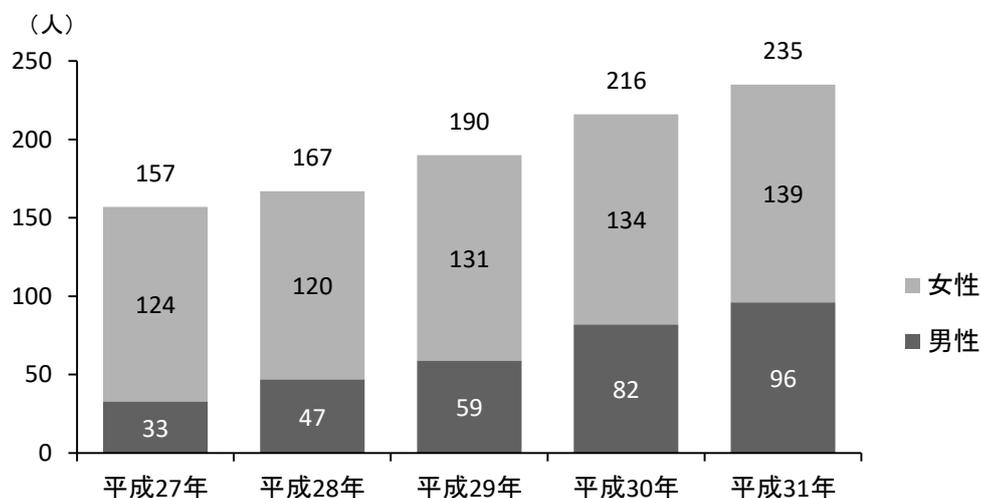
■子ども人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

外国人登録人口については、平成27年以降増加傾向にあり、平成31年には235人となっています。

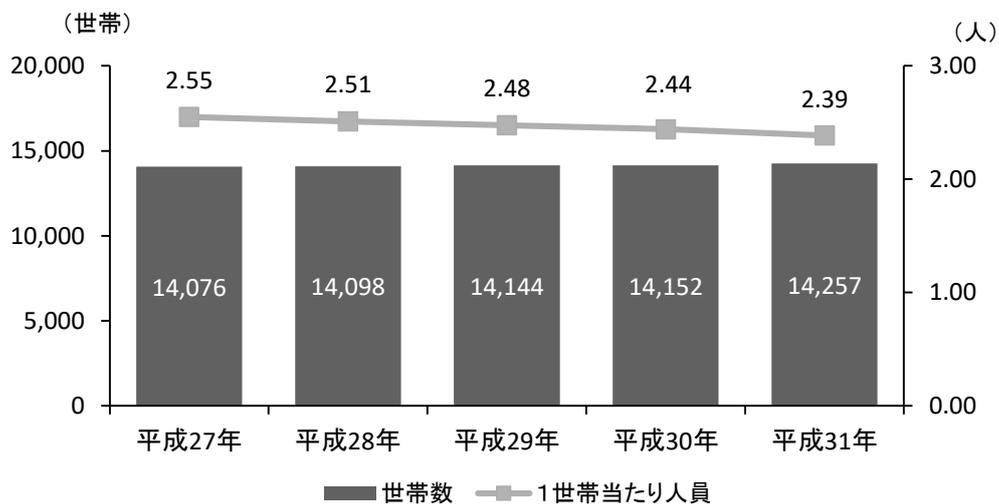
■外国人登録人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

世帯の推移をみると、増加傾向となっています。一方で、1世帯当たり人員は減少傾向となっています。

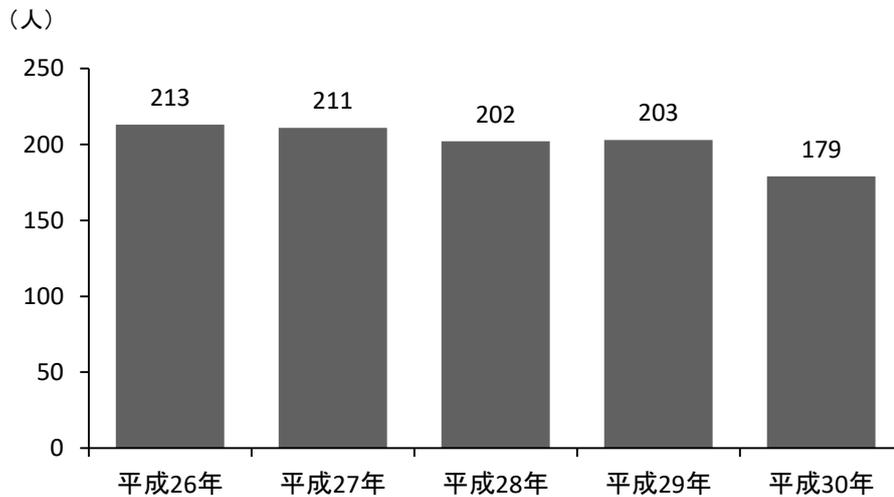
■世帯数・世帯人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

出生数の推移をみると、平成 26 年から平成 30 年にかけて、わずかな増減はありますが概ね減少傾向となっており、平成 30 年には 179 人と大幅に減少しています。

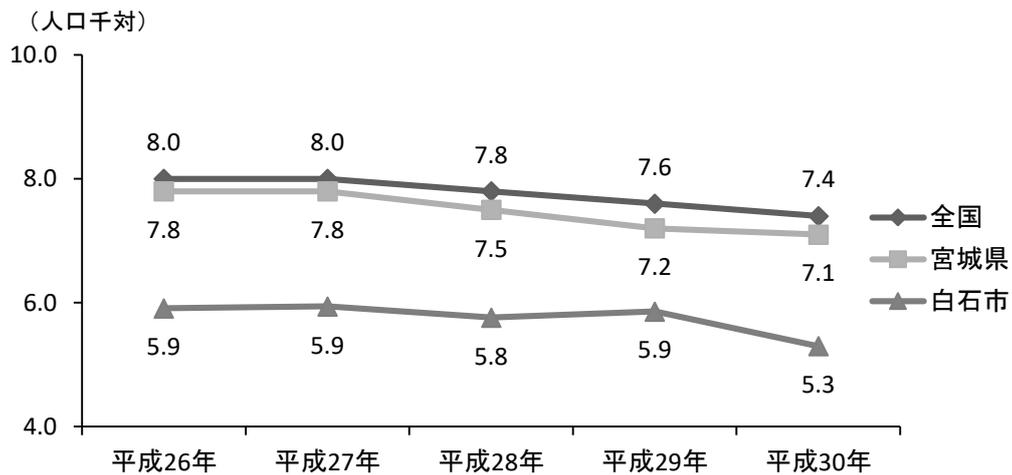
■出生数の推移



資料：宮城県仙南保健福祉事務所（衛生統計年報）、人口動態統計（平成 28～）

出生率の推移をみると、平成 26 年から平成 30 年にかけて、いずれの年も全国、宮城県平均を下回っており、平成 30 年には人口千人当たり 5.3 となっています。

■出生率の推移（人口千対）



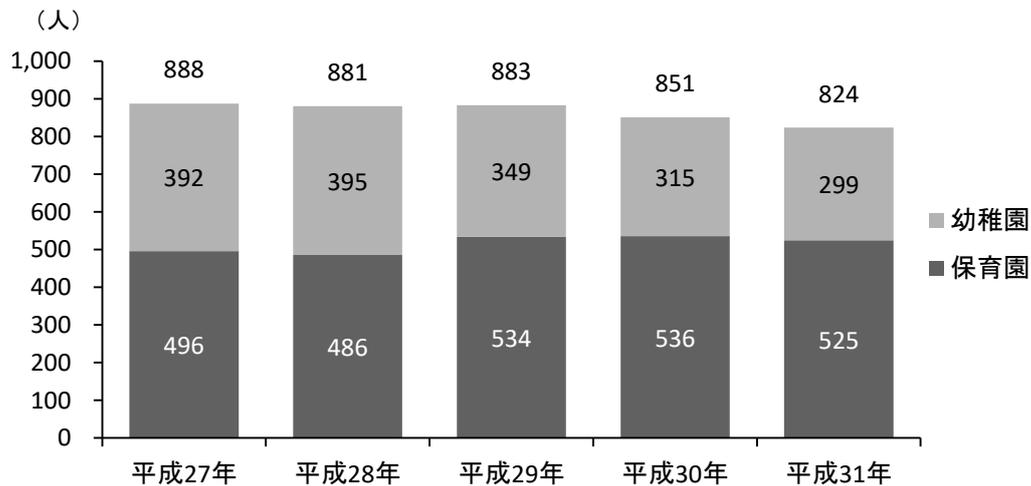
資料：衛生統計年報・人口動態総覧

(2) 子育て・教育環境の状況

保育園入所児童数の推移をみると、多少の増減はあるものの、平成27年から平成31年にかけて増加傾向となっており、平成31年には525人となっています。

また、幼稚園園児数の推移をみると、平成27年から平成31年にかけて減少傾向となっています。

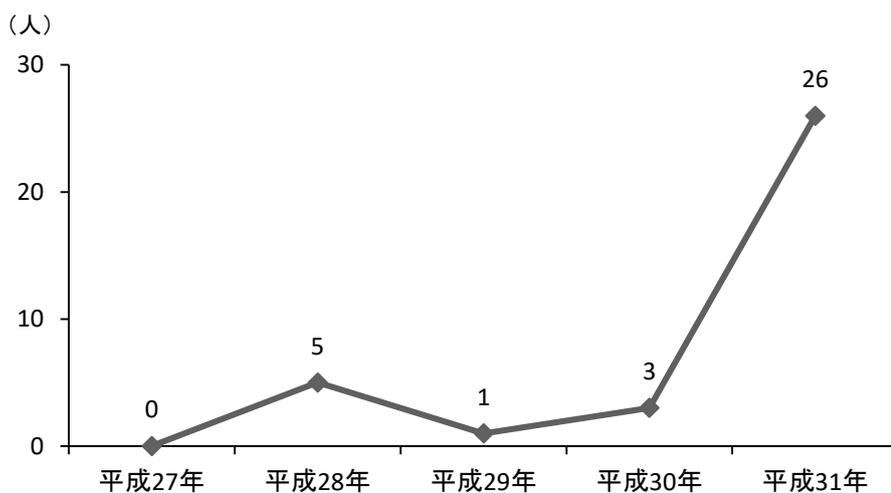
■保育園の入所児童数と幼稚園園児数の推移



資料：保育園：子ども家庭課（各年4月1日現在）
幼稚園：学校管理課（各年5月1日現在）

保育園の待機児童数は、平成27年から平成30年は0人から5人の間で推移していましたが、平成31年には26人と大幅に増加しています。

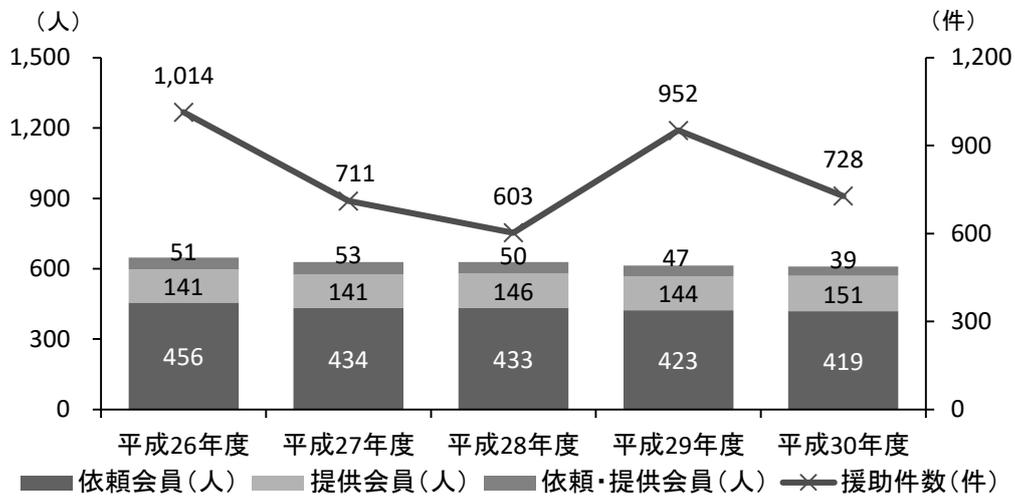
■保育園の待機児童数の推移



資料：保育園：子ども家庭課（各年4月1日現在）

ファミリー・サポート・センターの利用状況をみると、平成26年度から平成30年度にかけて、会員数はほぼ横ばいで推移しており、援助件数については、平成28年度から平成29年度にかけては増加していますが、それ以外の年度は減少しています。

■ファミリー・サポート・センターの利用状況

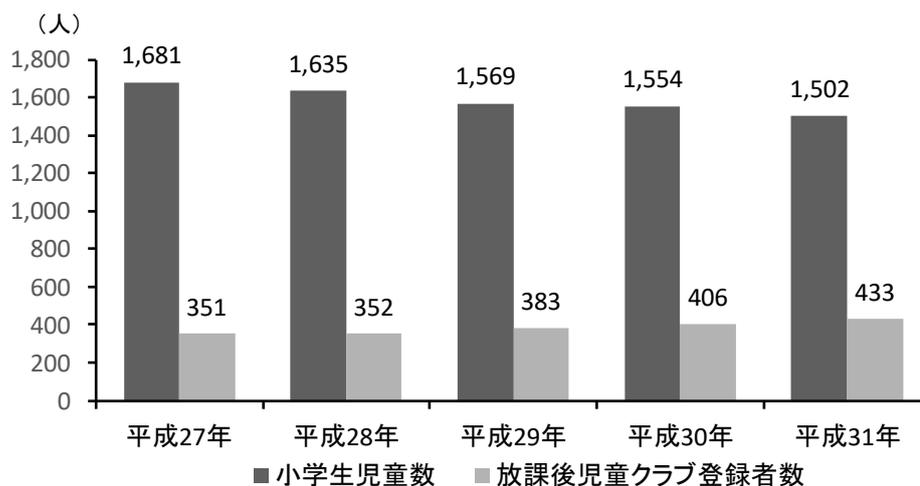


資料：子ども家庭課（各年度末現在）

小学生児童数の推移をみると、平成27年から平成31年にかけて継続的に減少傾向となっており、平成31年には1,502人となっています。

一方、放課後児童クラブの登録者数の推移をみると、平成27年から平成31年にかけて増加傾向にあり、平成31年度には433人となっています。

■小学生児童数と放課後児童クラブ登録者数の推移

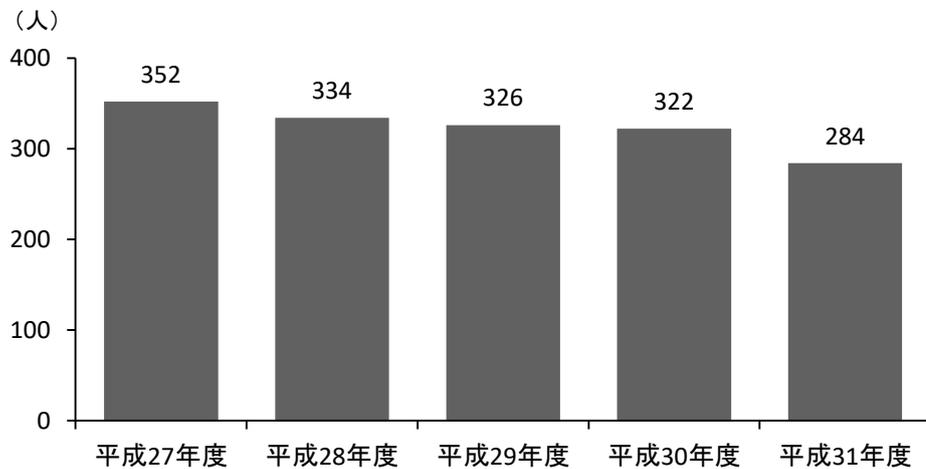


資料：小学生児童数：学校管理課（各年5月1日現在）
放課後児童クラブ登録者数：子ども家庭課（各年4月1日現在）

(3) 生活の支援及び女性労働力等の状況

児童扶養手当の受給状況をみると、平成 27 年度から平成 31 年度にかけて、減少傾向にあります。

■児童扶養手当の受給状況



資料：福祉課（各年4月1日現在）

生活保護の状況をみると、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて増減はありますが、保護世帯、保護人員ともに増加傾向にあります。また、保護率は、7.12%から 8.36%へと上昇しています。

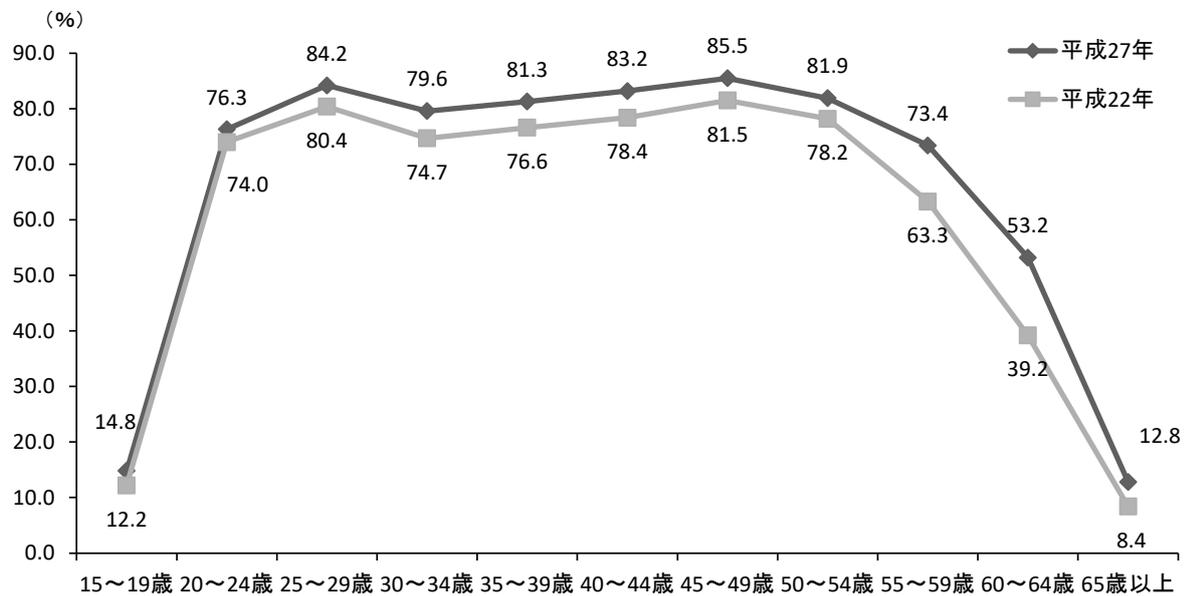
■生活保護の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保護世帯(世帯)	209	205	205	215	234
保護人員(人)	252	251	249	259	282
保護率(%)	7.12	7.15	7.17	7.57	8.36

資料：福祉課（各年度末現在）

女性の年代別労働力率の状況を見ると、平成 22 年から平成 27 年にかけて全体的に高くなっており、いわゆるM字カーブ※も解消されつつあります。

■女性の年代別労働力率の状況



※「M字カーブ」とは、女性の年代別労働力率が、結婚出産期に当たる 20 歳代後半から 30 歳代にかけて一時的に低下し、その後再度上昇する傾向にあり、それをグラフ化すると、M字のカーブ状になる現象を指します。

資料：国勢調査

青少年補導の状況を見ると、平成 26 年度以降はいずれも概ね減少傾向となっていました。が、平成 30 年度は「ぐ犯不良行為少年」が増加しています。

■青少年検挙・補導の状況

(人)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ぐ犯不良行為少年	218	80	71	60	91
触法少年	3	0	4	0	1
刑法犯少年	7	7	8	6	4
特別法犯少年	0	3	0	0	0

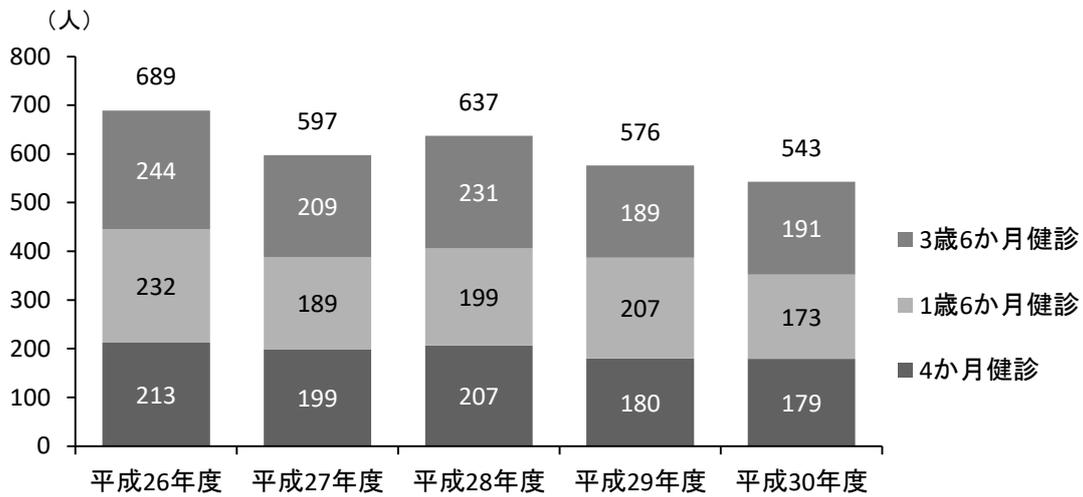
資料：白石警察署（各年度末現在）※白石市内で検挙及び補導したものに限り

(4) 小児保健・医療の状況

乳幼児健康診査の受診者数の推移をみると、平成26年度から平成30年度にかけて増減はありますが、総数で500人台から600人台で推移しています。

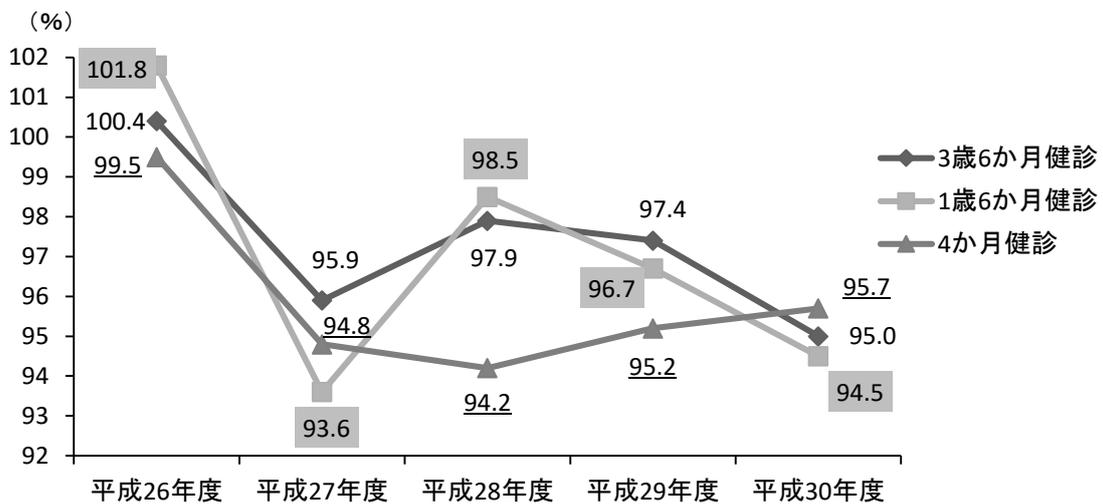
受診率は、平成26年度に3種いずれの健診も100%またはほぼ100%達成していますが、その他の年度はいずれも90%台で推移しています。

■乳幼児健康診査の受診者数



資料：健康推進課（各年度末現在）

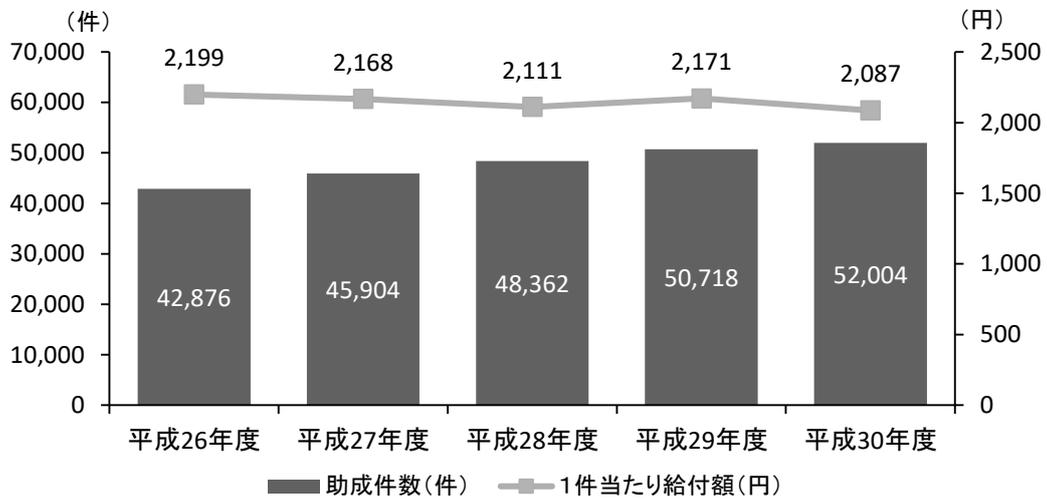
■乳幼児健康診査の受診率



資料：健康推進課（各年度末現在）

子ども医療費助成の状況をみると、平成26年度から平成30年度にかけて、助成件数は継続的に増加しており、平成30年度には5万2千件を超えています。また、1件当たりの給付額は、増減はありますが2,000円台から2,100円台で推移しています。

■子ども医療費助成の状況



資料：健康推進課（各年度末現在）

2 アンケート調査の結果

(1)「白石市子育て支援に関する調査」の概要と主な調査結果

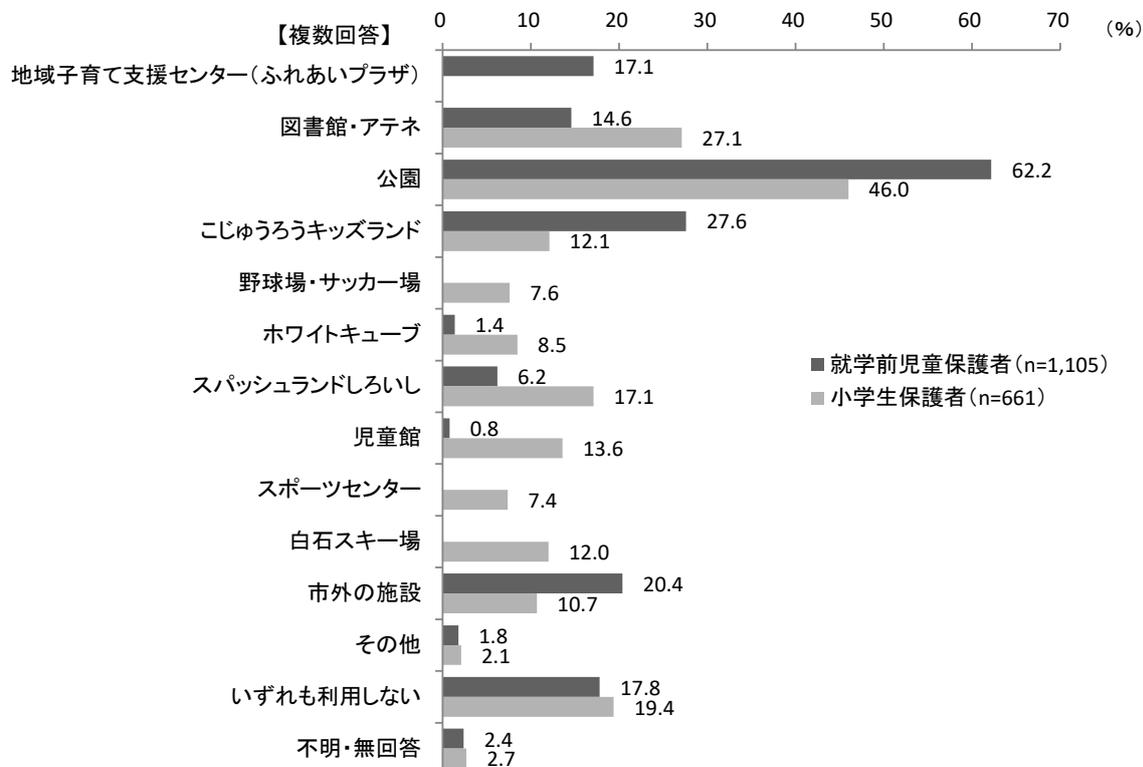
本計画の策定や施策の推進に向けた基礎資料とするため、平成31年1月から2月にかけて、就学前児童保護者、小学生保護者を対象としたアンケート調査を実施しています。調査の概要は次のとおりです。

調査名	対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
白石市子育て支援に関する調査	就学前児童保護者 (小学校入学前のお子さんのいるご家庭)	1,383人	1,105人	79.9%
	小学生保護者 (小学1年生から小学4年生までのお子さんのいるご家庭)	817人	661人	80.9%
合計		2,200人	1,766人	80.3%

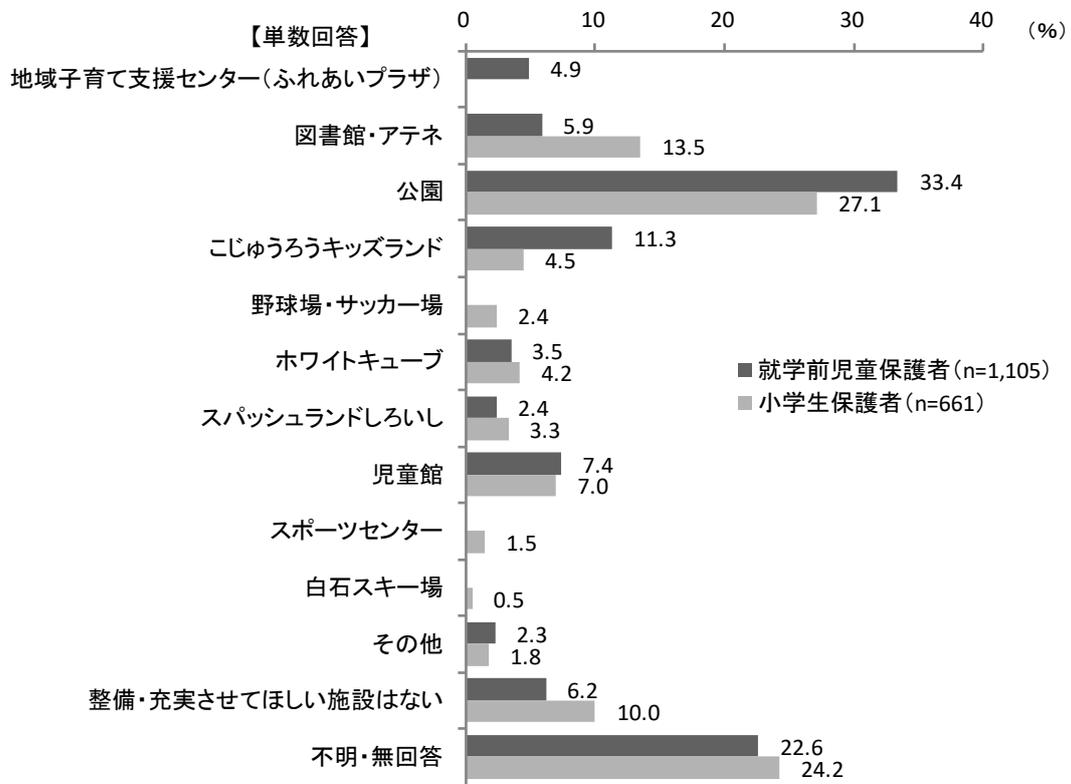
① 子どもと一緒によく利用する公共施設

【就学前 問8・小学生 問8】

子どもと一緒によく利用する公共施設については、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「公園」の割合が最も高くなっています。



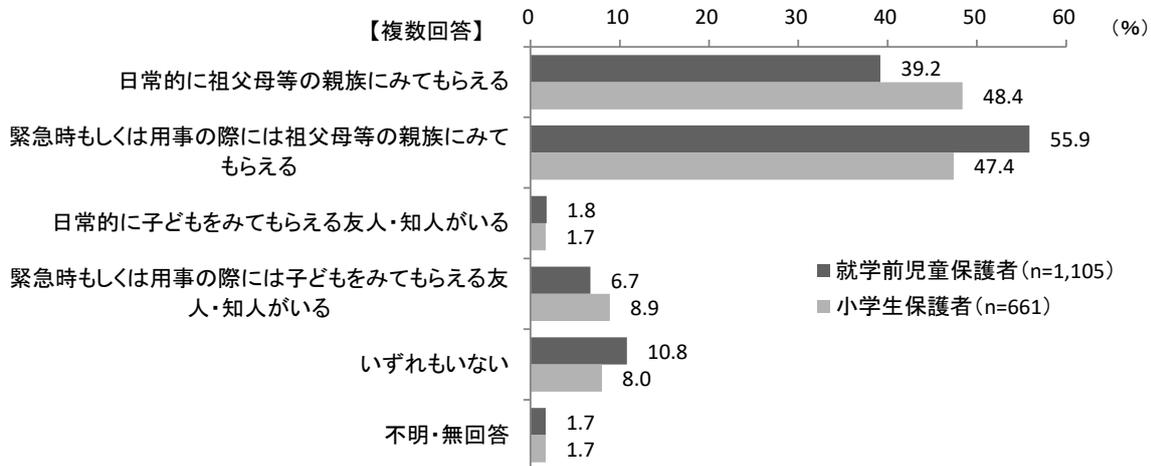
② 今後、子育て支援として最も整備・充実してほしい施設【就学前 問9・小学生 問9】
 今後、子育て支援として最も整備・充実してほしい施設については、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「公園」の割合が最も高くなっています。



③ 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無 【就学前 問10・小学生 問10】

日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、就学前児童保護者で「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、小学生保護者では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

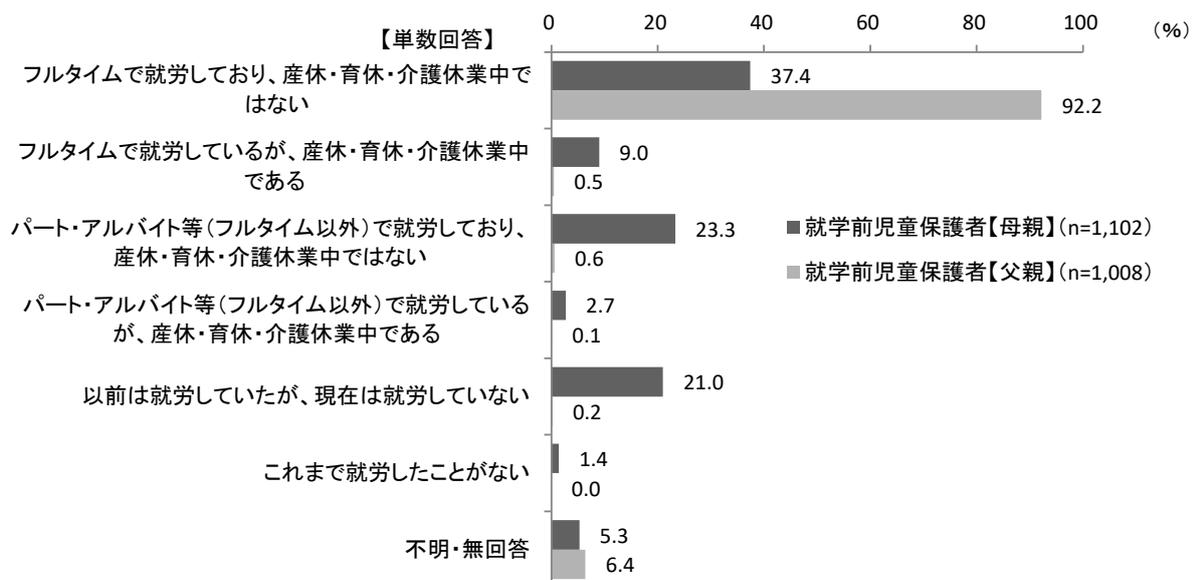
また、「いずれもない」がそれぞれ約1割となっています。



④ 保護者の現在の就労状況 【就学前 問14】

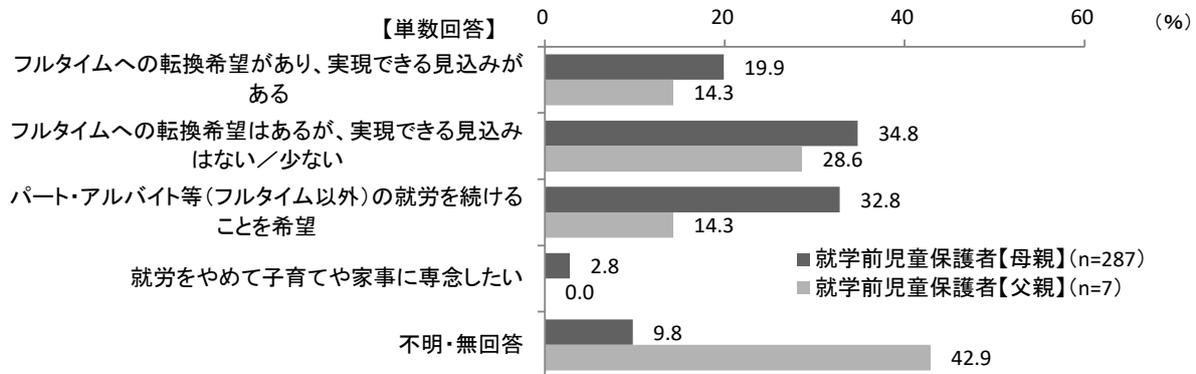
現在の就労状況については、就学前児童保護者の母親、父親いずれも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も高く、特に父親では9割以上を占めています。

また、前回調査（平成 25）では、母親で「以前は就労していたが、現在は就労していない」が29.4%、「これまで就労したことがない」が2.2%であり、今回の調査ではその割合が減ったことから、母親が就業中である割合が高まっていることがうかがえます。



⑤ フルタイムへの転換希望の有無 【就学前 問 15】

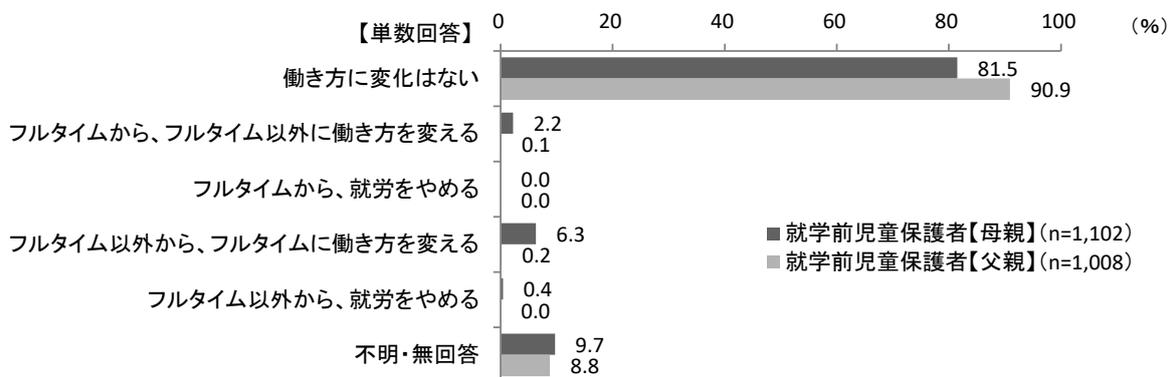
フルタイムへの転換希望の有無については、就学前児童保護者の母親、父親いずれも「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない／少ない」の割合が最も高くなっています。



⑥ 保育料が無償化された場合の働き方の変化 【就学前 問 17】

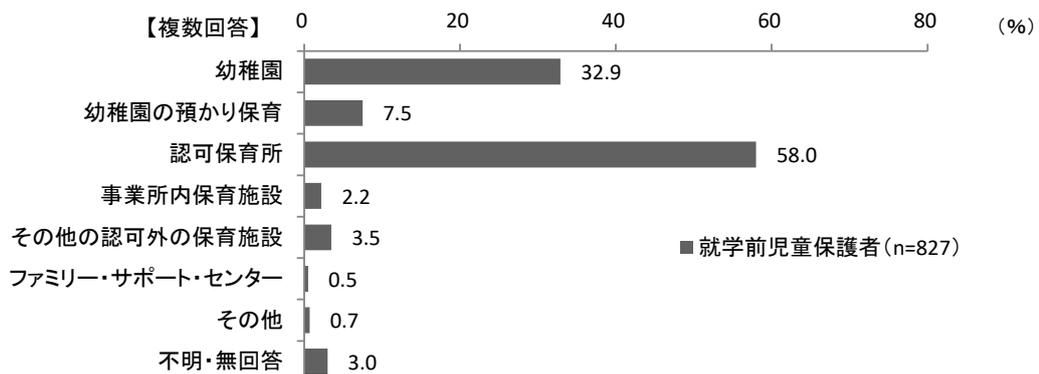
保育料が無償化された場合の働き方の変化については、就学前児童保護者の母親、父親いずれも「働き方に変化はない」の割合が最も高くなっています。

また、母親で「フルタイム以外から、フルタイムに働き方を変える」が約6%、「フルタイムから、フルタイム以外に働き方を変える」が約2%となっています。



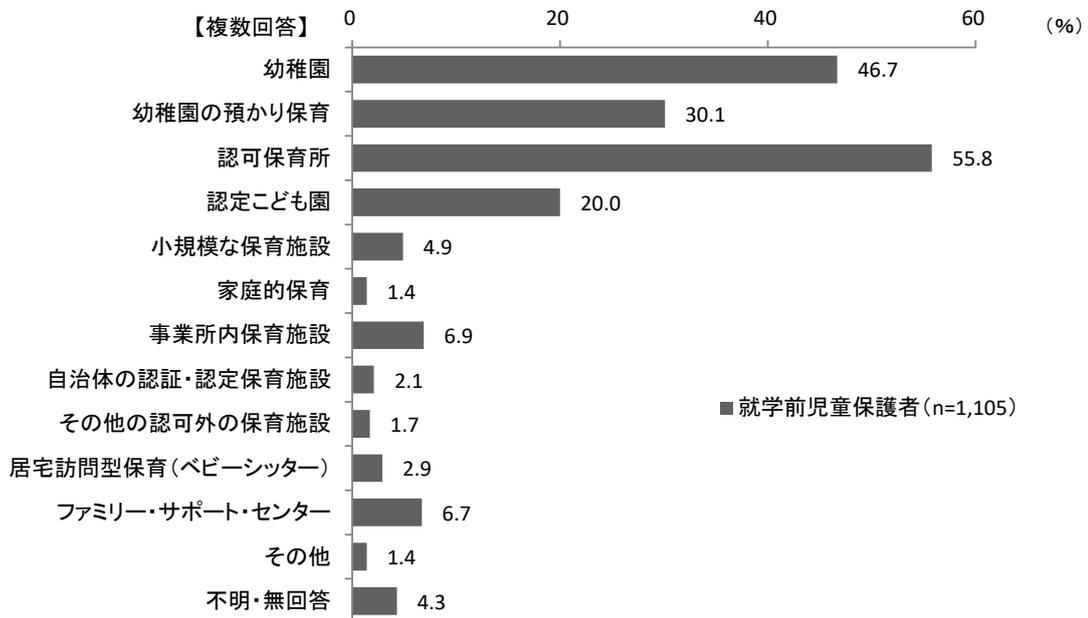
⑦ 平日定期的に利用している教育・保育の事業 【就学前 問 18-1】

平日定期的に利用している教育・保育の事業については、「認可保育所」「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」が上位に挙がっています。



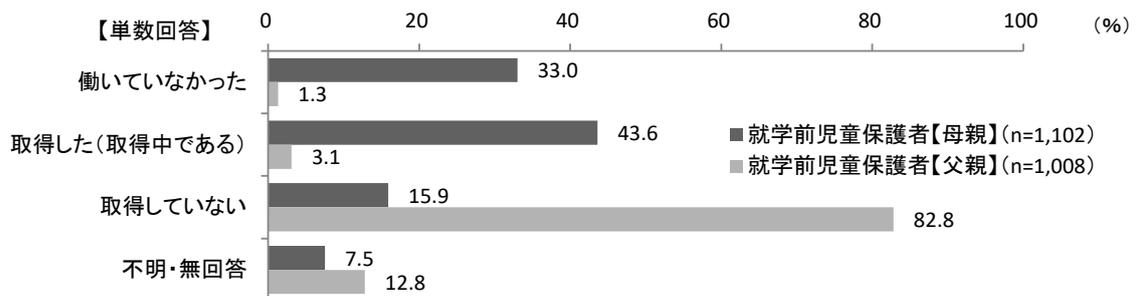
⑧ 現在の利用に関わらず、平日定期的に利用したい教育・保育の事業 【就学前 問 19】

現在の利用に関わらず、平日定期的に利用したい教育・保育の事業については、「認可保育所」「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」が上位に挙がっており、現在の利用状況と比べて、特に「幼稚園の預かり保育」の割合が高くなっています。



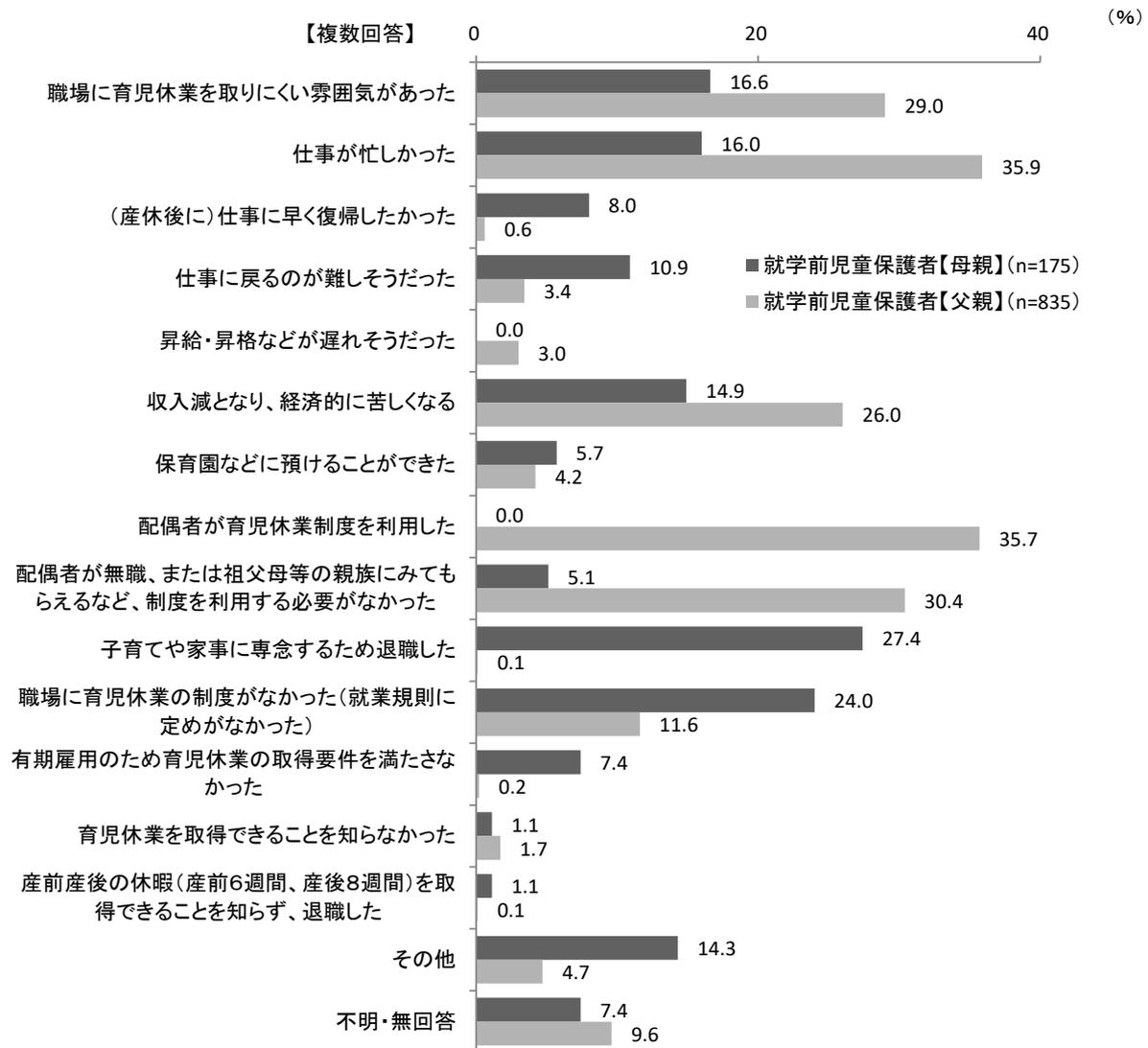
⑨ 育児休業取得の有無 【就学前 問 33】

育児休業取得の有無については、就学前児童保護者の母親で「取得した(取得中である)」、父親で「取得していない」の割合がそれぞれ最も高くなっています。



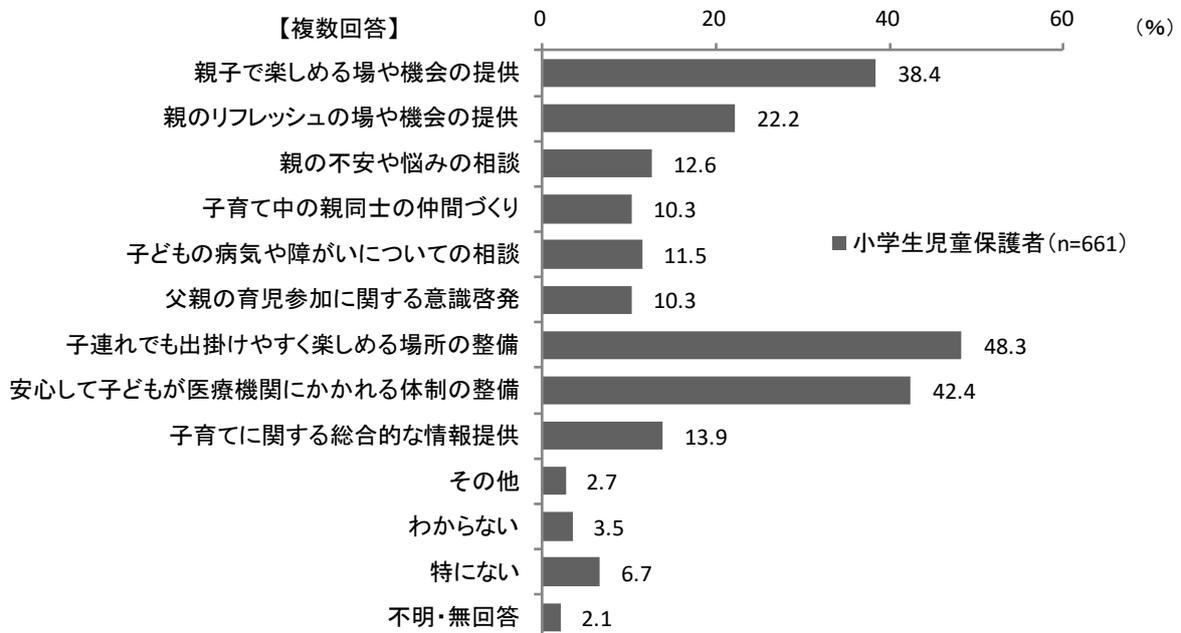
⑩ 育児休業を取得していない理由 【就学前 問33】

育児休業を取得していない理由については、就学前児童保護者の母親で「子育てや家事に専念するため退職した」、父親で「仕事が忙しかった」の割合がそれぞれ最も高くなっています。



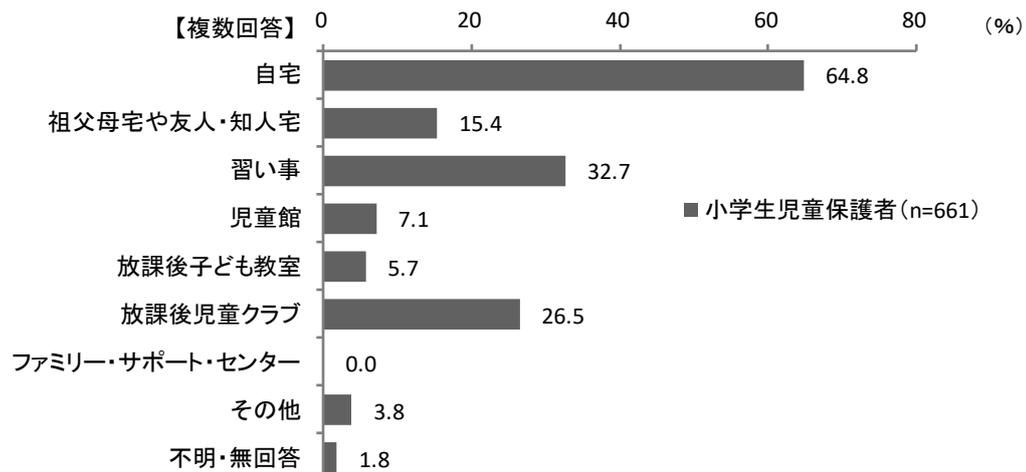
⑪ 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービス 【小学生 問 13】

日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスについては、「子連れでも出掛けやすく楽しめる場所の整備」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」「親子で楽しめる場や機会の提供」が上位に挙がっています。



⑫ 子どもが、平日の小学校終了後の時間をどこで過ごしているか 【小学生 問 25】

子どもが、平日の小学校終了後の時間をどこで過ごしているかについては、「自宅」「習い事」「放課後児童クラブ」が上位に挙がっています。



(2)「白石市子どもの生活に関する実態調査」の概要と主な調査結果

子育てしやすい環境づくりと一人一人の子どもの状況に応じた支援方法を検討するため、子どもや家庭の実態などを把握する基礎資料収集を目的に、平成 30 年 1 月から 2 月にかけて、保護者及び児童・生徒を対象としたアンケート調査を実施しています。調査の概要は次のとおりです。

また、調査結果により、「生活困難層」に該当した子ども・世帯の現状や課題は以下のとおりです。

調査名	対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
白石市子どもの生活 に関する実態調査	保護者アンケート	2,000 人	877 人	43.9%
	児童・生徒アンケート	1,100 人	408 人	37.1%
合計		3,100 人	1,285 人	41.5%

	対象	生活 困難層	非生活 困難層
現在、子どもにむし歯がある(治療していない)割合	保護者	17.7%	3.6%
子どもが塾や習い事をしていない割合	保護者	41.9%	28.8%
将来、子どもを大学または大学院まで進学させたい割合	保護者	11.3%	34.3%
保護者自身の健康状態が「よい」の割合	保護者	12.9%	28.9%
現在悩んでいることが「子どもの教育費のことが心配である」の割合	保護者	50.0%	23.2%
父親の働き方が「正社員・正規職員」の割合	保護者	32.3%	81.2%
現在の暮らしの状況を総合的にみて「大変苦しい」の割合	保護者	51.6%	8.7%
「ひとり親世帯」に該当する割合	保護者	38.6%	4.9%
子どもの就学にかかる費用が軽減される支援を必要または重要だと思う割合	保護者	77.4%	65.2%
「毎日・ほぼ毎日」朝ごはんを食べている割合	児童・生徒	78.1%	88.7%
自分が大学または大学院まで進学したい割合	児童・生徒	15.6%	38.1%

(3) 「関係機関等ヒアリング調査」の概要と主な調査結果

子どもの貧困に関係する機関・団体を対象に、貧困家庭の特性や市として必要と考える対策などを伺い、子どもの貧困対策に向けた基礎資料収集を目的に、平成 30 年 1 月から 2 月にかけてヒアリング調査を実施しています。

その結果から、次のとおり主なポイントと課題を整理しています。

① 貧困家庭の具体的なケースについて

保護者の特性として、ひとり親家庭の中でも、特に母子家庭が多い状況をはじめ、非正規雇用などの不安定な仕事のなかで、経済的に厳しい状況がみられることを把握しました。

また、仕事に追われ、子どもと接する時間が短い状況や、就労、経済的問題などの多様な問題を一人で抱え孤立している状況がみられます。

子どもの特性として、むし歯の医療が後回しになったり、宿泊を伴う生活体験が不足したり、学習塾に行けない状況がみられることを把握しました。

また、高校卒業後は就職を希望する割合が高く、経済的理由により進学を断念するケースがあることを把握しました。

② 貧困家庭を支援していくうえでの課題・困りごと

支援していくうえでの課題・困りごととして、支援先を案内するだけでは支援につながりにくい状況や、単一の機関・団体だけでは解決できない問題があるなど、支援に苦勞する状況を把握しました。

3 第一期計画の評価

■教育事業【1号認定（3～5歳の学校教育のみ（保育を必要としない）の児童）】（人）

		合計	施設型給付			地域型保育給付				認可外保育施設	確認を受けない幼稚園
			保育園	幼稚園	認定こども園	小規模保育事業	家庭的保育事業	居宅訪問型保育	事業所内保育		
平成27年度	量の見込み	368									
	確保の内容	520	－	280	0	－	－	－	－	－	240
	実績値	382	－	164	0	－	－	－	－	－	218
平成28年度	量の見込み	365									
	確保の内容	480	－	280	200	－	－	－	－	－	0
	実績値	388	－	169	0	－	－	－	－	－	219
平成29年度	量の見込み	360									
	確保の内容	480	－	280	200	－	－	－	－	－	0
	実績値	328	－	146	0	－	－	－	－	－	182
平成30年度	量の見込み	356									
	確保の内容	480	－	280	<u>0</u>	－	－	－	－	－	<u>200</u>
	実績値	298	－	133	0	－	－	－	－	－	165
令和元年度	量の見込み	352									
	確保の内容	480	－	280	200	－	－	－	－	－	0
	実績値	280	－	120	0	－	－	－	－	－	160

※ 下線の数字は、平成29年度実施の中間見直しによる修正値

対象となる子どもの数及び利用率の減少に伴い、平成29年度以降の受入実績は大きく減少しています。

また、見込まれていた、一部幼稚園からの認定こども園への移行は、現在まで実施されていません。

■保育事業【2号認定（3～5歳の保育を必要とする児童）】

(人)

		合計	施設型給付			地域型保育給付				認可外保育施設	確認を受けない幼稚園
			保育園	幼稚園	認定こども園	小規模保育事業	家庭的保育事業	居宅訪問型保育	事業所内保育		
平成27年度	量の見込み	368									
	確保の内容	312	312	0	0	-	-	-	-	0	-
	実績値	315	304	0	0	-	-	-	-	11	-
平成28年度	量の見込み	364									
	確保の内容	352	312	0	40	-	-	-	-	0	-
	実績値	306	297	0	0	-	-	-	-	9	-
平成29年度	量の見込み	359									
	確保の内容	352	312	0	40	-	-	-	-	0	-
	実績値	311	309	0	0	-	-	-	-	2	-
平成30年度	量の見込み	356									
	確保の内容	<u>312</u>	312	0	<u>0</u>	-	-	-	-	0	-
	実績値	329	328	0	0	-	-	-	-	1	-
令和元年度	量の見込み	352									
	確保の内容	352	312	0	40	-	-	-	-	0	-
	実績値	338	327	0	0	-	-	-	-	11	-

※ 下線の数字は、平成29年度実施の中間見直しによる修正値

保育園、認定こども園、認可外保育施設での3～5歳児の受入実績は、対象となる子どもの数が減少しているものの、利用率上昇の影響を受け増加しています。

また、見込まれていた、一部幼稚園からの認定こども園への移行は、現在まで実施されていません。

■保育事業【3号認定（0歳児）保育を必要とする児童】

（人）

		合計	施設型給付			地域型保育給付				認可外保育施設	確認を受けない幼稚園
			保育園	幼稚園	認定こども園	小規模保育事業	家庭的保育事業	居宅訪問型保育	事業所内保育		
平成27年度	量の見込み	60									
	確保の内容	50	39	—	0	0	0	0	0	11	—
	実績値	50	35	—	0	0	0	0	0	15	—
平成28年度	量の見込み	59									
	確保の内容	55	39	—	13	0	0	0	0	3	—
	実績値	51	33	—	0	0	0	0	0	18	—
平成29年度	量の見込み	58									
	確保の内容	55	39	—	13	0	0	0	0	3	—
	実績値	47	36	—	0	0	0	0	0	11	—
平成30年度	量の見込み	58									
	確保の内容	<u>39</u>	39	—	<u>0</u>	0	<u>0</u>	0	0	0	—
	実績値	47	37	—	0	0	0	0	0	10	—
令和元年度	量の見込み	57									
	確保の内容	<u>52</u>	39	—	13	0	<u>0</u>	0	0	0	—
	実績値	37	27	—	0	0	0	0	0	10	—

※ 下線の数字は、平成29年度実施の中間見直しによる修正値

保育園、認定こども園、認可外保育施設での0歳児の受入実績は、平成27年度当初より見込み量を下回り推移しました。

また、見込まれていた、一部保育施設からの認定こども園への移行と、家庭的保育施設の開設は、現在まで実施されていません。

■保育事業【3号認定（1・2歳児）保育を必要とする児童】

(人)

		合計	施設型給付			地域型保育給付				認可外保育施設	確認を受けない幼稚園
			保育園	幼稚園	認定こども園	小規模保育事業	家庭的保育事業	居宅訪問型保育	事業所内保育		
平成27年度	量の見込み	176									
	確保の内容	178	149	—	0	0	0	0	0	29	—
	実績値	218	176	—	0	0	0	0	0	42	—
平成28年度	量の見込み	174									
	確保の内容	178	149	—	27	0	0	0	0	2	—
	実績値	216	178	—	0	0	0	0	0	38	—
平成29年度	量の見込み	172									
	確保の内容	178	149	—	27	0	0	0	0	2	—
	実績値	233	189	—	0	0	0	0	0	44	—
平成30年度	量の見込み	171									
	確保の内容	<u>149</u>	149	—	<u>0</u>	0	0	0	<u>0</u>	0	—
	実績値	211	180	—	0	0	0	0	0	31	—
令和元年度	量の見込み	169									
	確保の内容	<u>176</u>	149	—	27	0	0	0	<u>0</u>	0	—
	実績値	207	178	—	0	0	0	0	0	29	—

※ 下線の数字は、平成29年度実施の中間見直しによる修正値

保育園、認定こども園、認可外保育施設での1・2歳児の受入実績は、平成27年度以降、見込み量及び確保の内容を大幅に上回る結果となりました。

また、見込まれていた、一部保育施設からの認定こども園への移行と、事業所内保育は、現在まで実施されていません。

■利用者支援事業

(か所)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	0	1	1	1	1
実績値		0	1	1	1	1

利用者支援事業は、平成28年4月より市役所1階子ども家庭課内でサービス提供を開始し、子育て支援施設・関係機関が連携して、子育て支援に関するワンストップサービスの提供が可能となりました。

■時間外保育事業（延長保育）

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	71	70	70	69	68
	確保の内容	150	150	150	150	150
実績値		71	76	80	77	71

※ 各月平均実利用人数、うち令和元年度は9月までの6か月間の平均実利用人数

時間外保育事業は、平成28年度より利用実績が見込み量を若干上回り推移しましたが、十分な提供体制があり、必要なサービス提供が実施できました。

■放課後児童健全育成事業

(人)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み		335	332	327	324	321
	確保の内容	低学年	210	210	210	230	230
		高学年	100	100	100	110	110
実績値	低学年		251	246	259	238	250
	高学年		111	113	131	166	181

※ 各月平均実利用人数、うち令和元年度は9月までの6か月間の平均実利用人数

放課後児童健全育成事業は、平成27年度より低学年、高学年ともに利用が見込み量を上回り推移しましたが、定員枠を超えた受け入れを実施したため、待機児童はありません。

■地域子育て支援拠点事業

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2,826	2,793	2,769	2,746	2,719
	確保の内容	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
実績値		3,364	3,438	2,944	2,523	979

※ 各年度末現在延べ利用人数、うち令和元年度は9月までの延べ利用人数

地域子育て支援拠点事業は、平成27年度と平成28年度にかけて、実績が見込み量を大幅に上回りましたが、平成29年度以降は実績が大幅に減少しています。

■一時預かり事業（幼稚園型）

(人)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1号認定の利用	1,151	1,140	1,127	1,114	1,101
		2号認定の利用	9,118	9,027	8,925	8,822	8,719
	確保の内容		0	12,000	12,000	0	12,000
実績値		1号認定の利用	0	0	0	0	31
		2号認定の利用	0	0	0	0	0

※1 下線の数字は、平成29年度実施の中間見直しによる修正値

※2 各年度末現在延べ利用人数、うち令和元年度は9月までの延べ利用人数

一時預かり事業（幼稚園型）は、見込まれていた一部教育施設によるサービス提供が実施されませんでした。令和元年度から公立幼稚園でサービス提供を開始しました。

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2,427	2,400	2,376	<u>1,631</u>	<u>1,620</u>
	確保の内容					
	一時預かり（幼稚園以外）	0	0	1,500	1,500	1,500
	ファミリー・サポート・センター（病児・病後児以外）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実績値	一時預かり（幼稚園以外）	0	0	1,083	1,312	601
	ファミリー・サポート・センター（病児・病後児以外）	372	361	855	530	74

※1 下線の数字は、平成29年度実施の中間見直しによる修正値

※2 各年度末現在延べ利用人数、うち令和元年度は9月までの延べ利用人数

一時預かり事業（幼稚園型以外）は、平成29年4月から南保育園3階でサービス提供が始まり、増加傾向にあります。年間を通すと提供体制の範囲内の利用となっています。

また、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児以外）は、平成29年度一時的に利用が増加しましたが、それ以外の年度は500人台以下の利用となっています。

■病児病後児保育事業

（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	239	236	234	232	229
	確保の内容					
	病児病後児保育	0	0	0	960	960
	ファミリー・サポート・センター（病児・病後児利用）	0	0	0	0	0
実績値	病児病後児保育	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター（病児・病後児利用）	0	0	0	0	0

病児病後児保育事業は、平成30年度からサービス提供を予定していましたが、現在まで提供体制が整備されていません。

■子育て援助活動支援事業（ファミサポ就学児）

（人）

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み		550	550	549	<u>150</u>	<u>150</u>
	確保の内容	ファミリー・サポート・センター（低学年）	350	350	350	350	350
		ファミリー・サポート・センター（高学年）	250	250	250	250	250
実績値	ファミリー・サポート・センター（低学年）		209	169	97	117	144
	ファミリー・サポート・センター（高学年）		130	72	0	81	3

※1 下線の数字は、平成29年度実施の中間見直しによる修正値

※2 各年度末現在延べ利用人数、うち令和元年度は9月までの延べ利用人数

子育て援助活動支援事業（ファミサポ就学児）は、平成27年度から平成29年度にかけて、実績が見込み量を下回り、減少傾向にあったことから、平成30年度以降の利用見込みの見直しを行い、平成30年度は修正後の見込み量は実績値と大きな開きがなくなりました。

■妊婦健康診査

（人／回）

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	受診者数	246	243	241	<u>210</u>	<u>210</u>
		健診回数	3,444	3,402	3,374	<u>2,940</u>	<u>2,940</u>
	確保の内容	受診者数	260	260	260	260	260
実績値	受診者数		—	—	—	—	—
	健診回数		2,471	2,201	2,370	1,934	847

※1 下線の数字は、平成29年度実施の中間見直しによる修正値

※2 各年度末現在延べ健診回数、うち令和元年度は9月までの延べ健診回数

妊婦健康診査は、平成27年度から平成29年度にかけて、実績が見込み量を大きく下回り推移しています。そのため、平成30年度以降の利用見込みの見直しをしています。

■乳児家庭全戸訪問事業

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	236	234	231	229	226
	確保の内容	260	260	260	260	260
実績値		195	166	189	124	75

※ 各年度末現在訪問者数、うち令和元年度は9月までの訪問者数

乳児家庭全戸訪問事業は、平成27年度から平成30年度にかけて出生数の低下に伴い、実績が見込み量を下回り推移しています。

特に、平成30年度以降は見込み量と実績値の開きが大きくなっています。

■養育支援訪問事業

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	35	35	35	35	35
	確保の内容	40	40	40	40	40
実績値		15	35	44	44	21

※ 各年度末現在実訪問者数、うち令和元年度は9月までの実訪問者数

養育支援訪問事業は、平成27年度から平成30年度にかけて増加傾向にあり、平成29年度以降は実績が見込み量を上回り推移しています。

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（実務者会議台帳登載者数）

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	75	75	75	75	75
	確保の内容	80	80	80	80	80
実績値		102	115	81	95	112

※ 各年度末現在、うち令和元年度は9月末現在

要保護児童対策地域協議会の運営により、関係機関との適切な連携・協働を図り、ネットワークを構築しています。実績は見込み量を上回り推移しています。

4 本市の子ども・子育てを取り巻く課題まとめ

(1) 人口構成の変化

本市では、出生数、出生率ともに減少傾向にあり、少子高齢化が依然として進行しています。

また、核家族化や高齢者のみ世帯などの増加に伴い、世帯人員は減少傾向にあり、平成 22 年の国勢調査で 3 人を割り込み、平成 27 年度以降も減少傾向が続いています。

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化は、世代を超えた交流や助け合いの機会を減少させ、子育ての孤立化の要因ともなっています。

このため、地域における子育て家庭に対して、地域で見守り、支えあう意識の醸成が重要です。

(2) 保育・子育て支援サービスの充実

保育園入所児童数は近年増加傾向となっており、待機児童数が増えていることから、保育ニーズは高まっていることがうかがえます。

一方で、子育て支援サービスの中には、認知度はあるが、あまり利用されていないものや、認知度が低く、利用につながっていないものもみられます。このことから、サービス全体の認知度を高めるとともに、実施方法を検討し、利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

子育て支援サービスの中には、第一期計画時から引き続き、認知度が低く利用される割合が低いサービスがみられます。ファミリー・サポート・センター事業のように、利用者相互の支えあいに基づく事業などは、事業に対する理解の向上が不可欠です。

また、子育て家庭の不安や負担を軽減する取り組みや、利用ニーズが増加傾向にある事業などは、十分な提供体制を整える必要があります。

前回調査時と比較しても、母親が就業している割合は高まっており、保護者が安心して子育てと仕事を両立できる保育・子育て支援サービスの提供体制の整備が重要です。

(3) 子どもの居場所の確保

近年、母親の就業率の向上や共働き世帯の増加などを受け、子どもの安全な居場所の確保に関するニーズは高まっており、放課後児童クラブの利用者数も増加傾向にあります。今後も、児童館や放課後児童クラブなど子どもの安全な居場所の確保に努めることが重要です。

(4) 子どもの遊び場・交流の場の充実

第一期計画の策定時に要望が多くあった公園・屋内の遊び場に関して、平成30年8月に白石市子育て支援・多世代交流複合施設「こじゅうろうキッズランド」が開館し、多くの方が利用しています。

アンケート調査では、依然として公園などの遊び場へのニーズが高いことから、引き続き整備・充実が求められています。

また、親子で楽しめる行事やイベントの充実をはじめ、遊び場を通じて多世代と交流できる機会の充実が必要です。

(5) 幼稚園・認定こども園の充実

アンケート調査では、現在の利用に関わらず、平日定期的に利用したい教育・保育の事業について「認可保育所」「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」が上位となっており、現在の利用状況と比べて、特に「幼稚園の預かり保育」の割合が高くなっています。

そうした状況を踏まえ、本市では、令和元年度から公立幼稚園において預かり保育を開始しています。

また、今後も女性の就労割合の増加や、幼児教育・保育の無償化に伴い、「預かり保育」へのニーズが高まることも見込まれることから、引き続き就学前に安心して子どもを預けられる体制の充実が必要です。

(6) 切れ目ない相談・支援体制の充実

近年、子どもを取り巻く課題は多様化・複雑化しているとともに、虐待など緊急の対応が必要な事例もみられることから、様々な状況に対応できる体制整備や、適切に対応できる相談員のスキルアップを図っていくことが重要です。

また、家族形態の変化などにより、身近に相談できる相手がない人や、日ごろ子どもをみてもらえる親族・知人がいない人も少なくありません。保護者が不安や悩みを一人で抱え込まないよう、気軽に相談できる環境づくりが必要です。

そして、卒業や進学など、ライフステージの変化に関わりなく、切れ目ない相談や支援を受けられる体制の充実が課題です。

(7) ワーク・ライフ・バランスの推進

近年、母親の就労意向は高まりを見せています。男性、女性ともに働く社会において、父親の育児参加の促進が一層重要となっています。

一方、アンケート調査では、特に男性で育児休業を取得しづらい状況がみられます。

母親と父親が共に子育てに参加でき、経済的にも自立し安心して生活できる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの考え方に沿った取り組みを地域ぐるみで推進していくことが必要です。

(8) 保健医療に関する体制の確保

安心・安全な子育てのためには、保健医療体制の充実が求められます。本市で実施している乳幼児健康診査は高い受診率を保っており、アンケート調査においても、子育てしやすい理由に小児科が近くにあることが挙げられています。

一方で、本市が子育てしやすいと思わない理由の中にも小児科が少ないとの意見のほか、市内に分娩施設がないことも挙げられており、保健医療に関する体制の確保に市民が大きな関心を示していると言えます。

今後も、関係機関と連携し、乳幼児健診の全件受診を目指すとともに、保健医療に関する体制の確保とさらなる充実に努めます。

(9) 貧困対策の充実

平成 29 年度実施の子どもの生活実態基礎調査結果によると、生活困難層の家庭はひとり親家庭、特に母子家庭に多くみられること、また生活困難層の子どもは学習を受ける機会をはじめ、居場所の確保、食事環境への配慮など、生活上の様々な相談や支援が必要であることがうかがえます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、平成 17 年に策定した「白石市次世代育成支援行動計画」をはじめ、平成 22 年策定の「白石市次世代育成支援行動計画（後期）」、平成 27 年策定の「白石市子ども・子育て支援事業計画」において、「子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり」を基本理念として掲げ、各種子ども・子育て支援施策を推進してきました。

本市の子どもと子育て環境が様々な課題を抱えるなかで、次の世代の担い手である子どもの健やかな成長と、安心して子育てができる環境づくりに向けて、地域ぐるみで愛情を持って見守り、支えあうことが重要であり、また子育てと子育て支援を通じて、子ども本人のみならず、保護者や地域で子育てを支える人たちが、ともに成長しあえるまちを目指すものです。

本計画においても、引き続き上記基本理念の考え方を継承し、次の基本理念のもと、子ども・子育て支援の推進を図ります。

**子ども・親・地域
みんなが育ちあうまちづくり**

2 基本的な視点

本計画では、第一期の「白石市子ども・子育て支援事業計画」で設定された3つの基本的な視点を継承します。

- 1 安心して子育てできるまちづくり**
- 2 共に支えあう地域づくり**
- 3 夢や希望のもてる次代の親づくり**

3 施策体系

基本理念 子ども・親・地域 みんなが育ちあうまちづくり

- 基本的な視点
- 1 安心して子育てできるまちづくり
 - 2 共に支えあう地域づくり
 - 3 夢や希望のもてる次代の親づくり

【第4章】子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	1 教育・保育提供区域の設定
	2 教育・保育事業
	3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等
	4 地域子ども・子育て支援事業

【第5章】新・放課後子ども総合プラン白石市行動計画の推進

【第6章】次世代育成支援の展開

1 地域における子育て支援の充実	(1) 地域における保育・子育て支援サービスの充実
	(2) 障がいのある児童施策の充実
	(3) 児童の権利擁護と虐待防止対策の充実
2 子どもと保護者の健康の確保・増進	(1) 子どもと保護者の健康の確保
	(2) 小児医療の充実
3 教育環境の整備	(1) 児童の健全育成
	(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	(3) 家庭や地域における教育力の向上
4 すべての子どもと家庭の安心・安全の確保	(1) 生活環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進
	(2) 安全・安心まちづくりの推進
	(3) 家庭の状況に応じたきめ細かい支援の充実

【第7章】子どもの貧困対策の推進

- 1 子どもの貧困対策の推進にあたって
- 2 子どもの貧困対策の具体的な取り組み

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

第一期の子ども・子育て支援事業計画において、本市では、教育・保育提供区域を全市で1区域と設定し、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を設定してきました。

本市の既存の教育施設の分布や利用状況、柔軟なサービスの需給調整やサービスの選択などを考慮し、第二期計画においても、引き続き全市で1区域とします。

■教育・保育提供区域

全市で1区域

2 教育・保育事業

(1) 前提となる事項

新制度のもとでは、幼稚園や保育園、認定こども園、地域型保育を利用する際には、教育・保育給付認定を受けることとなります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。この区分によって、利用できる施設や時間が変わります。

■教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定区分		対象	保育の必要性	利用先	利用時間
満3歳以上	1号認定	幼稚園などの利用を希望する人	なし	幼稚園など	8:30~13:30 (市立幼稚園の保育時間)
	2号認定	就労等保育の必要な事由に該当し、保育園などでの保育を希望する場合	あり	保育園など	保育標準時間： 1日最大11時間 保育短時間： 1日最大8時間
満3歳未満	3号認定				

新制度では、1号認定を受けることで「幼稚園など」、2号認定または3号認定を受けることで「保育園など」の利用が可能です。

ただし、新制度に移行しない選択をした幼稚園は、教育・保育給付認定を受けなくても利用が可能です。

また、認可外保育施設などは、保育の必要性「なし」の子どもも利用が可能です。

白石市内の幼稚園・保育園などは、次のとおりです。

■白石市内の幼稚園・保育園など

	施設名
幼稚園など	<ul style="list-style-type: none"> ● (公立) 第一・第二幼稚園 ● (私立) ひかり幼稚園※1
保育園など	<ul style="list-style-type: none"> ● (公立) 南・北・越河・深谷・白川・大鷹沢保育園 ● (私立) 白石はるかぜ保育園、認可保育所あそびの森、ひかりこども園ぐんぐん※2、ベビーホームひまわり※2

※1：新制度に移行しない幼稚園については、教育・保育給付認定は不要です。

※2：認可外保育施設などは、保育の必要性「なし」の子どもも含まれます。

※3：事業所内に勤めている方のお子さんのみを保育する施設は記載を省略しています。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が実施されました。これに伴い、新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業などの利用に係る「子育てのための施設等利用給付」の制度が創設されました。

この制度は、市の確認を受けた施設・事業を市の認定を受けた子どもが利用した場合、保育料・利用料に要する費用を給付するものです。

給付を受けるにあたっては、新1号、新2号または新3号の認定を受ける必要があります。

実施にあたっては、施設・事業者の事務負担へ配慮するとともに、保護者に対する情報提供などを通して施設等利用給付の円滑な実施に努め、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

■ 認定区分と提供施設

認定区分		保育の必要性	対象施設・事業	認定に要する保育必要量
新1号	3～5歳児	なし	幼稚園など	不要
新2号	3～5歳児	あり	幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業など	
新3号	0～2歳児 (非課税世帯)			

(3) 児童人口の推計

住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法※を用いて算出した将来の児童推計人口は次のとおりです。

令和2年度から令和6年度にかけて、11歳以下の児童人口は2,572人から2,155人へと417人の減少が見込まれます。

■児童推計人口

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	154	149	145	141	137
1歳	164	153	148	144	141
2歳	203	164	152	148	144
3歳	189	203	163	152	147
4歳	217	190	204	164	153
5歳	211	217	190	204	164
6歳	218	211	217	190	204
7歳	231	217	211	217	189
8歳	222	231	217	210	216
9歳	245	222	231	217	210
10歳	251	245	222	231	217
11歳	267	253	247	223	233
合計	2,572	2,455	2,347	2,241	2,155

※「コーホート変化率法」とは、同じ期間に生まれた人の集団（コーホート）を対象に、過去の実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(4) 計画期間における量の見込みと確保方策（提供体制）

■【量の見込み及び確保方策】（基準日：各年4月1日）

(人)

令和2年度		1号認定	2号認定	3号認定		
量の見込み／確保方策		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み※1		265	352	242	39	203
②確保方策※2	教育・保育施設※3	280	312	188	39	149
	地域型保育事業※4			12	3	9
	認可外保育施設※5		0	53	17	36
	確認を受けない幼稚園※6	320				
	計	600	312	253	59	194
②－①		335	▲40	11	20	▲9
令和3年度		1号認定	2号認定	3号認定		
量の見込み／確保方策		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		205	405	217	38	179
②確保方策	教育・保育施設	225	414	261	57	204
	地域型保育事業			19	6	13
	認可外保育施設		0	18	6	12
	確認を受けない幼稚園	0				
	計	225	414	298	69	229
②－①		20	9	81	31	50
令和4年度		1号認定	2号認定	3号認定		
量の見込み／確保方策		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		191	366	210	37	173
②確保方策	教育・保育施設	225	414	261	57	204
	地域型保育事業			19	6	13
	認可外保育施設		0	18	6	12
	確認を受けない幼稚園	0				
	計	225	414	298	69	229
②－①		34	48	88	32	56

※1 量の見込み：現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえた必要数

※2 確保方策：利用定員に加え、利用定員が必要とされる量に不足する場合は整備目標を合わせたもの

※3 教育・保育施設：幼稚園・保育園など

※4 地域型保育事業：0～2歳児を対象とした原則定員19人以下で実施する保育事業

※5 認可外保育施設：認可保育所以外で、都道府県の調査を受けている小規模な保育施設

※6 確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援制度の対象としての運営費受給に関する確認を受けない幼稚園

令和5年度		1号認定	2号認定	3号認定		
量の見込み／確保方策		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		182	338	208	36	172
②確保方策	教育・保育施設	225	414	261	57	204
	地域型保育事業			19	6	13
	認可外保育施設		0	18	6	12
	確認を受けない幼稚園	0				
	計	225	414	298	69	229
②－①		43	76	90	33	57
令和6年度		1号認定	2号認定	3号認定		
量の見込み／確保方策		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		167	297	206	35	171
②確保方策	教育・保育施設	225	414	261	57	204
	地域型保育事業			19	6	13
	認可外保育施設		0	18	6	12
	確認を受けない幼稚園	0				
	計	225	414	298	69	229
②－①		58	117	92	34	58

(5) 推進の方向性

1号認定は、既存の確保方策（定員数）が量の見込みを上回っています。

2号認定は、深谷保育園に代わる新たな保育園の整備及び私立幼稚園の認定こども園移行が進むことにより、増加する保育ニーズに対応します。

3号認定は、小規模保育事業所、深谷保育園に代わる新たな保育園の整備及び私立幼稚園の認定こども園移行が進むことにより、増加する保育ニーズに対応するとともに、待機児童の解消に努めます。

【3号認定保育利用率】

(実・人/%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
満3歳未満児童数 (A)	521	466	445	433	422
3号認定子どもの利用定員数 (B)	200	280	280	280	280
保育利用率 (B/A)	38%	60%	63%	65%	66%

満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの「利用定員数」の割合（保育利用率）は、令和3年度に60%以上になることを目指します。

ここで言う「利用定員数」とは、「教育・保育施設」及び「地域型保育事業」の確保の方策の数を指します。（認可外保育施設の利用は含みません。）

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

計画策定時点において、本市内には認定こども園がなく、市民の認定こども園に対するニーズは幼稚園や保育園と比べて高くないのが現状です。しかし、認定こども園は、3歳以上の子どもが、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長や地域の子育て支援を行う機能もあり、全ての子どもに良質な成育環境を保障するという新制度の考え方からも普及促進を図っていくことが重要です。

民間の幼稚園・保育園は、設置者の移行に関する意思を尊重し、必要に応じて適宜情報提供を行うことで、認定こども園への移行を支援します。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

乳幼児期の発達には、連続性を有することや幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることなどを踏まえ、幼稚園、保育園、小学校間の連携を充実します。

幼稚園教諭・保育士等の資質・能力の向上に向けて研修の充実を図るとともに、保育施設・事業所などの運営を支援します。

そして、障がいのある子どもや外国籍の子どもなど、特別な配慮が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるよう情報提供を行うとともに、関係機関などと連携し、相談・支援体制の強化を図ります。

(3) 幼稚園・保育園・小学校の連携、なめらかな接続の取り組みの推進

本市独自の事業として、市内の公私立の幼稚園の教職員、保育園の保育士、公立小学校の教員を対象として、接続のカリキュラムに関する合同研修会（授業参観）を年1回開催しており、今後も継続して実施していきます。

また、市内の各小学校とそれに接続する近隣幼稚園・保育園を3つのブロックに分け、幼児・児童・教職員などの交流活動も行っており、特に教職員同士の顔の見える関係の構築を重視しながら、小学校への児童のスムーズな受け入れを図っています。

さらに、幼児期から小学校段階への子どもたちの発達と学びの連続性を考慮し、幼稚園や保育園から小学校生活への円滑な接続を図ることを目的に、本市の各小学校区で共通して実践できる白石市接続カリキュラムを作成し、実施しています。

このカリキュラムは、幼稚園・保育園の年長児後半から取り組む「アプローチカリキュラム」と、小学校入学当初の学習や生活へのスムーズな適応を意図した「スタートカリキュラム」から構成されています。

4 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

一人一人の子どもが健やかに成長できるように、子ども、保護者及び妊産婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行います。

(か所)

【基本型(※1)・特定型(※2)】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
【母子保健型(※3)】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

※1 基本型：利用者の身近な場所で、子育て家庭からの日常的な相談を受け、利用者のニーズに合った子育て支援に関する情報を提供する「利用者支援」と、地域の関係機関と連絡調整を行う「地域連携」をともに実施する支援形態

※2 特定型：市町村の窓口などで、地域で開所している保育園や各種保育サービスの情報提供を行うことで利用を支援することをメインとする支援形態

※3 母子保健型：市町村の健康センターなどで、妊娠期から子育て期まで母子の保健や育児に関する様々な相談に応じ、適切な情報提供と母子保健サービス等を紹介したり、関係機関と協力し、必要に応じて子育て家庭の支援プランを策定する支援形態

【今後の方向性】

令和2年度内に、子育て世代包括支援センター（母子保健型）を健康センター内に開設し、母子保健に関する相談、助言や関係機関との連携について強化します。

また、平成28年度に開始した基本型と連携して取り組みを強化します。

■時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化などに対応するため、教育・保育の給付に関する認定を受けた時間を超えて保育を行います。

（実・人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	70	76	71	68	64
	確保方策	80	80	80	80	80
	施設数	8	8	8	8	8

【今後の方向性】

第二期計画で整備を予定している民間保育園や小規模保育事業所での受入体制整備を推進するなど、保護者の延長保育ニーズへの対応を図ります。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の仕事などにより昼間家庭にいない市内の小学校に通学している児童に、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

また、保護者が安心して就労できる環境づくりに努め、仕事と子育ての両立を支援します。

（実・人）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	1年生	82	79	81	71	77
		2年生	87	81	80	81	71
		3年生	83	87	81	79	80
		4年生	68	62	64	60	59
		5年生	70	67	62	64	60
		6年生	74	71	68	62	64
		合計	464	447	436	417	411
	確保方策	410	440	440	440	440	
施設数	6	7	7	7	7		

【今後の方向性】

保護者の就労支援と子どもたちの健全な放課後の居場所づくりのため、今後の児童数の見込みや保護者・地域の意向を踏まえながら事業を展開していきます。令和3年4月の開設を目指し深谷放課後児童クラブの整備を行うほか、各放課後児童クラブの運営を支援していきます。

■地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集まり、相互交流をしながら育児不安などに関する相談指導等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う拠点です。

(延べ・人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	2,067	1,955	1,820	1,731	1,609
	確保方策	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	施設数	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

利用者のニーズに応じた子育て支援施策を展開することで親同士のつながりを深め、子育てに対する悩みや不安を軽減し、安心して子育てができるよう、地域の子育て支援を図ります。

■一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園において、通常の教育時間の後や長期休業中などに、希望する保護者の子どもに向けて実施される預かり保育事業です。

(延べ・人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	59	16,509	16,504	16,500	16,495
	確保方策	400	16,850	16,850	16,850	16,850

【今後の方向性】

公立幼稚園は、利用者ニーズなどの推移を注視しながら保育サービス提供を実施するとともに、令和3年度からの私立幼稚園の認定こども園移行も反映していきます。

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園型以外で実施される未就学児を対象とした預かり保育で、保護者の方の入院や通院、学校行事への参加、また、育児疲れによる負担軽減などにより一時的に保育を必要とするときに、保育園やファミリー・サポート・センター等を利用する保育事業です。

なお、ファミリー・サポート・センターでは、保育施設などへの送迎も行っています。

（延べ・人）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み		1,707	1,614	1,503	1,430	1,329
	確保方策	一時預かり（幼稚園以外）	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880
		ファミリー・サポート・センター（病児・病後児以外）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

【今後の方向性】

平成 29 年度から開始した南保育園での一時預かり事業を中心に、家庭的な環境での預かりを求める方や、一時預かり事業のサービス内容・時間以外の部分はファミリー・サポート・センターでの保育サービス提供により、支援の充実を図ります。

■病児病後児保育事業

病児保育は、当面病状の急変が認められない子どもを、仕事などの事由により保護者の方などが家庭で保育ができない場合、施設等に預けることができる保育サービスです。

また、病後児保育は、病気は治っているものの、まだ本来の状態に戻っていないため普通の保育メニューを受けるのが厳しい回復期の子どもを、仕事などの事由により保護者の方などが家庭で保育ができない場合、施設等に預けることができる保育サービスです。

（延べ・人）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み		206	196	188	179	172
	確保方策	病児病後児保育	0	0	0	0	0
		ファミリー・サポート・センター（病児・病後児利用）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

病児病後児保育のあり方を検討するとともに、業務委託可能と思われる運営事業者へ働きかけを継続します。

■子育て援助活動支援事業（ファミサポ就学児）

「子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）」が、「子育ての援助に協力いただける方（提供会員）」に子どもを預けたり、送迎の援助を受けることで、地域で助け合いながら子育ての応援をする相互援助活動です。

（延べ・人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
計画値	量の見込み	193	185	181	173	171	
	確保方策	ファミリー・サポート・センター（低学年）	250	250	250	250	250
		ファミリー・サポート・センター（高学年）	150	150	150	150	150

【今後の方向性】

放課後児童クラブの充実などにより、預かりでの利用は限定的ではありますが、放課後児童クラブや塾等への送迎などを中心としたニーズが一定程度あり、これに対応できる提供会員の確保に努めていきます。

■妊婦健康診査

妊婦の健康・出産と、子どもの健やかな成長を応援するために、妊婦健康診査の費用を助成します。

（延べ・人／回）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
計画値	量の見込み	受診者数	166	161	157	152	148
		健診回数	2,338	2,268	2,212	2,142	2,086
	確保方策	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520	

【今後の方向性】

産科医療機関と連携し、早期の母子健康手帳・妊婦健診助成券交付に努め、妊婦の費用負担を減らすことで、妊婦健診の継続受診を図ります。

■乳児家庭全戸訪問事業

保健師または助産師が家庭を訪問し、体調や育児などに不安のある妊産婦や生後4か月までの乳児、小さく生まれた乳児（養育医療対象児）の健康管理や授乳方法、育児等について相談などを行う事業です。

(実・人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	154	149	145	141	137
	確保方策	160	160	160	160	160

【今後の方向性】

全件の訪問を目指し、出生連絡票提出について周知を徹底します。

また、遠方に里帰りの方については、里帰り先の自治体と連携し、早期支援を調整することにより、保護者の不安解消と児童の成長・発達確認に努めます。

■養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（実務者会議台帳登載者数）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業と、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

■養育支援訪問事業

（実・人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	45	48	50	52	54
	確保方策	60	60	60	60	60

【今後の方向性】

養育支援訪問事業は、日頃から関係機関との連携を密にすることや、母子健康手帳交付時の面接により、養育支援を要する家庭に早期からの支援を開始することにより、保護者の孤立化を防ぎ、虐待予防を図ります。

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（実務者会議台帳登載者数）

（実・人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	92	94	95	96	98
	確保方策	120	120	120	120	120

【今後の方向性】

白石市子どもネットワーク連絡協議会の開催や、要保護児童対策地域協議会実務者会議を通して関係機関と連携・協働を図り、要保護児童の適切な保護に努めます。

第5章 新・放課後子ども総合プラン白石市行動計画の推進

国は平成30年度に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた受け皿の整備などを目標としたところです。本プランは、国の目標に基づき、放課後児童クラブ、放課後子ども教室における取り組みの方向性を示すものとして策定します。

1 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

現在、4つの小学校区に6クラブを開設しています。開設されていない小学校区については、児童数の見込みや保護者・地域の意向を踏まえ、随時本計画（目標事業量）に反映していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	登録児童数	464	447	436	417	411
	クラブ数	6	7	7	7	7
	支援単位数	11	12	12	12	12

2 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の令和6年度達成目標事業量

同一の小学校内等の活動場所において放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施し、放課後子ども教室が実施するプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加する「一体型」への発展を目指します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	学校数	9	9	9	9	9
	一体型	1	1	1	1	1
	連携型	1	1	1	1	1
	その他	4	4	4	4	4

※「その他」は、放課後児童クラブまたは放課後子ども教室のどちらかのみ実施している学校数

3 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的・連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室が一体的または連携により事業を実施するには、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターの連携が必要です。

このため、学校区ごとに学校関係者も含めた打合せを開催することとします。

なお、連携型によりプログラムを実施する場合は、安全に児童が移動できるようボランティア等を配置するなど必要な措置を講じます。

4 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブと放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

ア 現在、放課後児童クラブ6クラブのうち、3クラブが小学校の教室、1クラブが体育館ミーティングルームを使用しています。専用教室の確保が困難な学校では、体育館、図書室などの利用を促進していくとともに、新たな施設整備も検討します。

イ 放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、放課後子ども総合プランの実施にあたっては、学校関係者と連携し、学校施設の積極的な利用促進についての協力を依頼していきます。

5 放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの実施主体事務局である子ども家庭課と放課後子ども教室の実施主体事務局である生涯学習課が定期的な打合せを行い、実施状況や課題などの情報の共有を図ります。

6 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブの登録にあたり、関係機関と連携を図り、特別な配慮が必要な児童が安心して過ごせる環境づくりを目指します。

放課後子ども教室については、児童の状況や職員体制などを考慮しながら、受け入れの調整を図ります。

7 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

平成30年度に実施した「白石市子育て支援に関する調査」において、放課後児童クラブの開所時間についての小学生保護者の希望は、平日の終了時間は18時までが約9割を占めています。また、土曜日や学校休業日の開始時間は8時以降が約9割、終了時間は18時までが約9割を占めています。

現行の放課後児童クラブの開所時間は、開始時間は8時～8時30分、終了時間は18時～18時30分となっており、概ね希望開所時間を満たしています。

開所時間については、今後も定期的に利用者へのアンケートなどを行い、実態把握に努めますが、当面は現行の開所時間を継続します。

8 各放課後児童クラブの役割りをさらに向上させていくための方策

各放課後児童クラブ支援員などの資質向上に向けた研修会への参加を支援します。

9 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後子ども教室におけるプログラムの実施や見守りなどにおいて、地域住民との一層の連携を図ります。

児童にとって最善の放課後の居場所づくりを検討できるよう、各クラブの概要、活動内容などの情報を積極的に公開します。

10 計画の推進に向けて

計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、定期的な評価・見直しを行うことでプランの推進を図るとともに、「PDCAサイクル」による継続的改善の考え方を基本とし、事業の充実を図ります。

第6章 次世代育成支援の展開

1 地域における子育て支援の充実

家庭環境や就労形態、ライフスタイルが多様化するなか、すべての子どもが健やかに、また子どもとともに保護者も地域も互いに成長しあえるよう、地域ぐるみの支援と支えあいを推進します。

また、保育園サービスや様々な子育て支援サービスのさらなる充実を図ります。

そして、障がいの有無に関わらず、身近な地域で誰もが安心して生活できるよう、情報提供や相談、支援サービスの充実を図ります。

さらに、児童虐待の防止や早期発見、早期対応に向けて、関係機関等との一層の連携と支援の充実を図ります。

(1) 地域における保育・子育て支援サービスの充実

【施策の方向性】

幼稚園、保育園をはじめとする教育・保育施設の円滑な利用と運営を図るとともに、地域子育て支援センター、子育て支援サブセンターなどを通じて、子育てのなかで生じる不安や悩み等の解消に向けた各種相談・支援を行います。

また、地域ぐるみの子育て支援の実現に向けて、ファミリー・サポート・センター事業や白石市子育てサポーター養成講座など、地域人材との積極的な協力・連携を推進しながら、地域の保育・子育て支援サービスの充実を図ります。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
誕生祝い金・すくすくベビー券贈呈事業	白石市民として誕生した子どもを祝い、保護者の経済的負担を軽減するため、誕生祝い金とすくすくベビー券としての商品券を贈呈します。	子ども家庭課
しろいし赤ちゃんの駅事業	外出中に授乳やおむつ交換ができる施設を広くお知らせすることで、子育て世帯が安心して外出を楽しめる環境整備を図り、地域全体で子育てにやさしいまちづくりを推進します。	子ども家庭課
ブックスタート事業	6か月児育児相談時に、赤ちゃんとその保護者に絵本を贈り、絵本の読み聞かせを通して、親子のふれあいの機会を提供します。	図書館 社会福祉協議会

事業名	内容	担当課
保育園運営事業	保育を必要とする児童の保育施設への入所を実施します。 また、家庭や地域社会と連携をとりながら、児童の健全な心身の発達を図ります。	子ども家庭課
第3子以降保育料無料化事業	保護者の経済的負担を軽減することを目的に、第3子以降の保育料無料化を継続実施します。	子ども家庭課
ファミリー・サポート・センター事業	子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いができる人（提供会員）で構成される会員制の組織で、保護者がやむを得ない事情で子どもを一時預けたいときなど、会員同士が協力し、育児の相互援助を行います。	子ども家庭課
幼稚園の子育て支援	未就園児に幼稚園の園庭・園舎を開放しています。 また、地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進します。	学校管理課
プレイルーム「やんちゃっこ」による遊びの場の提供	プレイルーム内には、未就学児用の遊具やベビーベッドなどがあり、子どもの遊びの場、親子のふれあいの場として利用できます。	ふれあいプラザ
こじゅうろうキッズランドの運営	子どもの屋内での遊びや、多彩なイベント開催などにより、豊かな心の育成、身体能力の向上及び親子だけでなく、祖父母や中高生等多世代による交流ができる環境づくりを促進します。	子ども家庭課
子育て支援サイトによる情報発信	市民が安心して子育てできる環境づくりに向けて、本市の子育て支援情報を総合的に掲載し、子育て情報の入手を支援します。	子ども家庭課
しろいし子育てハンドブック「子育てホッとマップ」の発行	小学校就学までの子育て世帯が必要とする情報を冊子にし、対象者への配布のほか、しろいし赤ちゃんの駅登録施設に設置することで、地域全体で本市の子育て支援施策の認知度を高め、子育てしやすい環境形成を図ります。	子ども家庭課
広報しろいしの発行	「子育て情報」や「健康ひろば」のページなどに子育て支援情報を掲載します。	総務課
地域子育て支援センター事業	地域の子育てネットワークの中心として他機関との連携を図り、電話や来館などによる相談、子育てサークルの育成支援、子育てについての情報提供等を行います。	地域子育て支援センター

事業名	内容	担当課
子育て支援サブセンター事業	地域に密着した市内各公民館など計13か所を子育て支援サブセンターとして開設し、子育てに関する身近な窓口として、情報提供や相談を実施します。	子ども家庭課
子育てサポーター養成講座	子育て中の親などに対し、子育てやしつけについて、友人のような関係で気軽に相談にのったり、きめ細やかなアドバイスを行う子育てサポーターを地域において養成し、子育て支援体制の充実を図ります。	生涯学習課
家庭教育支援チームの整備(協働教育推進総合事業)	子育て中の親が抱える孤独な子育て、しつけなどの社会的課題解決のきっかけとなる親育ちのための参加型学習を推進するため、家庭教育支援チーム(地域ボランティア)の整備を図ります。	生涯学習課
小学校入学祝い金贈呈事業	少子化対策の推進と多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の子などの小学校入学時に図書カードを贈呈します。	子ども家庭課

(2) 障がいのある児童施策の充実

【施策の方向性】

障がいのある子どもたちが、地域で自分らしく安心して快適な生活を送れるよう、一人一人の状態に応じたサービス提供に努めるとともに、家庭への支援の充実や市民が互いに助け合う地域づくりを目指します。

また、宮城県や関係機関とも緊密に情報共有・連携しながら、施策の展開を図ります。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
障がい福祉サービス(居宅介護)	障がいのある児童がいる家庭にホームヘルパーを派遣して、介護などの日常生活の支援を行います。	福祉課
特別児童扶養手当給付事業	20歳未満で精神または身体に障がいのある児童に手当を支給します(所得制限あり・施設入所を除く)。	福祉課
障がい児通所事業	児童福祉法に基づく障がい児通所支援として「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」を実施します。	ひこうせん

事業名	内容	担当課
障がい児者日中一時支援事業	心身の発達に心配のある児童や障がい者を一定時間預かり、介護療育を行います。	福祉課
障がい児福祉手当給付事業	20歳未満で著しく重度の障がいのため常時介護が必要な方に支給します（施設入所者、3か月以上の入院を除く。所得制限あり）。	福祉課
心身障がい者医療費助成制度	次の方に保険診療の自己負担相当分を助成します（所得制限あり）。 ①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級または療育手帳Aの交付を受けている方 ②特別児童扶養手当1級の支給対象児童 ③療育手帳Bの交付を受け、かつ職親に委託されている方 ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方	健康推進課
重度心身障がい者移動サービス利用助成事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度障がい者の方に、タクシー基本料金相当額または自家用自動車燃料費の一部を助成します。	福祉課
心身障がい者通園事業（白石市福祉作業所やまぶき園）	雇用されることが困難な在宅の身体または知的障がい者等に対し、生活訓練及び授産指導を行うとともに、これらを通して、働くことによる生きがいと自立を支援します。	福祉課
福祉プラザやまぶき委託事業	ふれあい室及び相談室を利用し、市民と障がい者の交流や福祉に関する活動の支援を図ります。	福祉課
移動支援事業	屋外での移動に困難のある障がい児に対して外出のための支援を行い、地域での自立生活を支援します。	福祉課
発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業	障がいのある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うための教育相談のシステム化を推進し、教育・福祉・保健・医療・労働などが一体となって、生涯にわたり相談及び支援を推進します。 また、すこやか相談支援機関一覧と個人ファイル「すこやか相談」の活用を啓発します。	学校管理課

(3) 児童の権利擁護と虐待防止対策の充実

【施策の方向性】

近年社会問題化している子どもへの虐待問題に対して、本市では、白石市子どもネットワーク連絡協議会に要保護児童対策地域協議会の機能を持たせて、児童虐待防止活動と子どもの健全育成に向けた取り組みを実施しています。

今後も、白石市子どもネットワーク連絡協議会を中心に、白石市子ども・子育て会議などと連携しながら、子どもの権利擁護を図ります。

また、宮城県や関係機関とも緊密に情報共有・連携しながら、施策の展開を図ります。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
白石市子どもネットワーク連絡協議会	次代を担う子どもの健やかな成長を目指して、保健・福祉・医療・教育などの関係機関が連携のもと、子育て支援施策を総合的・効果的に推進するための情報交換を行う場として設置されています。 また、児童の虐待防止や要保護児童対策地域協議会の機能も持たせています。	子ども家庭課 福祉課

2 子どもと保護者の健康の確保・増進

妊娠初期から出産、その後の子育てまで、母子保健に関する施策とも連携を取りつつ、切れ目ない情報提供や相談・支援事業の充実を図ります。

また、健診・検診をはじめとする疾病予防や食育に関する取り組みを推進するとともに、健診の機会や講演会、グループワークなどを通じて、ライフステージに応じた適切な情報提供と相談・支援を行います。

加えて、医療費助成をはじめ、子どもが適切な医療を受けられる環境づくりを進めるとともに、医療機関などと連携し、安心できる医療体制の確保を目指します。

(1) 子どもと保護者の健康の確保

【施策の方向性】

妊娠期から出産までのきめ細やかな支援と親子の健康確保を図るため、各種健診や相談事業、訪問指導など、専門的な情報提供と相談支援を実施します。

また、育児の悩みや不安、ストレスの解消に向けて、サロン活動や遊びの教室などの諸活動の充実を図ります。

さらに、母子保健事業と地域子ども・子育て支援事業との連携のもと、妊娠期から出産、育児に向けての切れ目ない支援を実施します。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
特定不妊治療費助成事業	子どもが欲しくても妊娠できず、不妊治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、高額な医療費が掛かる特定不妊治療費の一部を助成します。	健康推進課
母子健康手帳交付	保健師が個別面接で相談を受けながら交付します。	健康推進課
妊婦一般健康診査	妊婦健康診査受診票（助成券）を交付し、医療機関に委託して健康診査を実施します。	健康推進課
妊婦さんと赤ちゃんのサロン	妊婦、産婦とのお子さん（4か月頃まで）と、助産師・保健師・栄養士が妊娠・出産・育児などについて、お話ししながら過ごすサロンです。希望の方には、個別相談も行います。	健康推進課
乳幼児相談	個々の不安を解消するために、育児に関して個別に相談を実施します。	健康推進課

事業名	内容	担当課
養育支援訪問事業 (訪問指導事業)	妊娠・出産・育児について、不安を抱える家庭及び児の健康や心身の発達に何らかの問題を抱える家庭などに対して家庭訪問を実施し、養育の支援を実施します。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業(妊産婦・未熟児・新生児訪問指導事業)	産婦・新生児に対して、助産師・保健師が家庭訪問し、子どもの発育・発達の確認と育児に対する相談・支援を行います。 産後の育児不安、産後うつ病の予防や対応を目的に、エジンバラ産後うつ病質問用紙票による聞き取りを行います。	健康推進課
乳児一般健康診査	2か月児、8～9か月児健康診査無料受診券を交付し、医療機関で健康診査を実施します。	健康推進課
乳幼児健康診査	診察・身長体重測定・個別相談や健康教育を行います。	健康推進課
遊びの教室	各種健診・相談等において、発達の経過観察が必要な乳幼児や育児不安を抱える保護者などを対象として親子遊び、個別相談等を行います。	健康推進課
食育の推進	白石市食育推進プランに基づき、食育の推進を行います。	健康推進課 農林課 学校管理課 生涯学習課 子ども家庭課

(2) 小児医療の充実

【施策の方向性】

子どもたちの健やかな成長のため、子ども医療費の助成を継続実施します。
また、心身に障がいをもつ子どもに対して、医療費の助成を行います。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
子ども医療費助成事業	<p>子どもの医療費のうち、保険診療による自己負担相当分を助成します（所得制限なし。入院・通院ともに15歳到達後の最初の3月31日まで）。</p> <p>県内受診は現物給付方式を採用し、診療費の窓口負担をなくしているほか、県外受診は償還給付方式を採用し、金融機関を通じた口座振り込みを行っています。</p>	健康推進課
未熟児養育医療費助成事業	<p>母子保健法の規定に基づく養育医療の給付を実施する事業で、医療の必要な未熟児に対して助成します。</p>	健康推進課
心身障がい者医療費助成制度 【再掲】	<p>次の方に保険診療の自己負担相当分を助成します（所得制限あり）。</p> <p>①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級または療育手帳Aの交付を受けている方</p> <p>②特別児童扶養手当1級の支給対象児童</p> <p>③療育手帳Bの交付を受け、かつ職親に委託されている方</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方</p>	健康推進課

3 教育環境の整備

家庭、学校、地域が連携し、保護者の就労支援と、子どもたちの放課後の安全な居場所の確保に向けて、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの運営と事業内容の向上に努めます。

また、子どもたちが安心して学び活動できるよう、一人一人の状況に応じた適切な指導を行える教育環境づくりを進めるとともに、不安や悩みを、子どもだけでなく保護者も気軽に相談できる体制の整備を通じて、子どもたちがのびのびと心豊かに育つ支援を行います。

そして、家庭や地域の教育力向上に向けて、適切な情報提供を行うとともに、地域の様々な主体と連携し、様々な体験・交流機会を提供することで、子どもたちの健全な心と体づくりに努めます。

(1) 児童の健全育成

【施策の方向性】

保護者の就労支援と子どもたちの健全な放課後の居場所の確保に向けて、地域の多様な人材と連携しながら、放課後児童クラブや放課後子ども教室の円滑な運営を図ります。

また、近隣市町村や地域間の連携のもと、豊かな生涯学習環境づくりをはじめ、人材育成や遊び場、活動の場の提供を図ります。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
放課後子ども総合プランの推進	国の策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みに対する確保に取り組むとともに、放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）についても各種整備を推進します。 その際、既存の学校施設等の活用や放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的または連携による実施なども検討し、担当課が連携して取り組みます。	生涯学習課 子ども家庭課
放課後児童健全育成事業（放課後子ども総合プラン事業）	保護者が労働などにより昼間家庭にいない市内の小学校に通学している児童に、放課後や長期休暇に安全・安心に過ごせる生活の場と適切な遊びを提供し、その健全な育成を図ります。 また、放課後子ども教室推進事業との連携も検討します。	子ども家庭課

事業名	内容	担当課
放課後子ども教室推進事業 (放課後子ども総合プラン事業)	すべての子どもを対象とし、放課後や週末などに子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々のボランティア活動等による参画を得て、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施し、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。 また、放課後児童健全育成事業との連携も検討します。	生涯学習課
児童館運営事業	児童に遊びの場を提供し、遊びを通じて地域・世代間の交流や地域における子育て支援を行い、児童の健やかな育成を図ります。	子ども家庭課
アテネ絵本コーナー	絵本、大型絵本、紙芝居、DVDを配架し、貸出や閲覧、またその場で読み聞かせができるスペースを提供します。	図書館
図書館文化事業	子どもたちの図書館利用促進と生涯学習推進のため、図書資料から展開した文化関連事業を実施し、学習や読書、地域活動を支援します。	図書館
AZ9パスポート利用	仙南2市7町の児童・生徒が、土・日・祝日に仙南広域圏の指定された生涯学習施設などを無料または安価で相互利用できるパスポートを発行し、余暇における生涯学習の推進を図ります。	企画情報課
ホワイトキューブ	児童・生徒を対象に、技術の向上と心身の健全な発達を助長することを目的として、各種スポーツ教室を実施します。	企画情報課
子どもリサイクル教室	物を大切にする心を育むとともに、リサイクル活動の推進を図るため、夏休み期間中に子どもリサイクル教室を開催します。	生活環境課
古典芸能伝承の館碧水園	子どもを対象とした古典芸能の伝承に関する各種活動を実施します。	碧水園
わんぱく教室	学校教育外において、小学校高学年を対象に、キャンプ・レクリエーションなどの体験学習を行い、児童の健全育成を図ります。 また、地域の資源を活かして愛着の醸成を図ります。	生涯学習課
ジュニア・リーダー育成事業	子ども会や児童館・公民館などで、市内の児童が楽しく、そして活発な活動ができるようにサポートする中学生・高校生をジュニア・リーダーとして育成します。	生涯学習課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【施策の方向性】

豊かな人間性を育む「心の教育」を推進するとともに、家庭・学校・関係機関などと連携し、いじめや不登校の早期発見・早期対応を図ります。

また、子どもたちの学習意欲を高め、生きる力を身につける教育の実践や生徒指導の充実を通じて、良好な学校教育環境づくりを推進します。

さらに、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、子どもの健全な精神や肉体を育み、次世代を安心して預けられる人間性の育成を図ります。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
地域・家庭と学校との連携協力による学校の活性化	<p>特色ある学校づくりに向けて、学校の実情や地域社会の実態を考慮して自校研究主題を設定し、児童・生徒の豊かな心を育むための活動を創意工夫して取り組みます。</p> <p>また、学校評議員会制度を通じて、地域社会からの支援・協力を得て、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進し、地域社会と一体となって、学校が抱える教育課題に対処します。</p>	学校管理課
情報教育の推進	<p>児童・生徒へのパソコン配置、インターネット接続環境、校内LAN及び学習ソフトウェアの充実などを通じて、情報教育環境の整備充実を図ります。</p> <p>また、情報教育を担う人材の育成を推進します。</p>	学校管理課
ニュースポーツ推進事業	<p>小学校や公民館を対象とした移動教室のほか、各種大会を通じて誰でも気軽に楽しめるニュースポーツを紹介し、幅広い年代にスポーツ活動の機会を提供します。</p>	生涯学習課
青少年相談センター事業	<p>不登校、学校での人間関係、問題行動、家庭の問題、いじめ、非行などの相談を、電話や来所により受け付けます。</p>	学校管理課
いじめ問題対策	<p>年1回いじめ問題対策連絡協議会を開き、いじめ問題に関する情報共有、連携を図っています。</p> <p>また、いじめ防止大会を開催し、いじめ未然防止の意識を地域にも発信します。</p>	学校管理課
発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業 【再掲】	<p>障がいのある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うための教育相談のシステム化を推進し、教育・福祉・保健・医療・労働などが一体となって、生涯にわたり相談及び支援を推進します。</p> <p>また、すこやか相談支援機関一覧と個人ファイル「すこやか相談」の活用を啓発します。</p>	学校管理課

(3) 家庭や地域における教育力の向上

【施策の方向性】

地域の人々との交流を通じた児童の健全育成や子育て家庭の支援を推進します。

また、世代間交流や食育の実践などを通じて、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、家庭・学校・地域の連携を強化し、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支援する意識の醸成を図ります。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
環境浄化活動	有害図書、ビデオなど自動販売機設置箇所や台数を調査し、関係機関と連携して撤去運動を行います。 また、関係機関と協力し、有害広告物撤去活動を実施します。	学校管理課
食育の推進 【再掲】	白石市食育推進プランに基づき、食育の推進を行います。	健康推進課 農林課 学校管理課 生涯学習課 子ども家庭課
みらい子育てネット（母親クラブ）	世代間交流や児童養育活動、児童の事故防止のための活動やその他児童福祉の向上に寄与する活動などを支援します。	子ども家庭課
市民活動拠点の充実とまちづくり情報の提供	白石市民活動支援センターにおける市民活動や情報交換の場、学習機会の提供などの活動拠点としての機能を、市民団体の主体的な関わりにより充実します。	企画情報課 生涯学習課
市民活動支援機能の強化	市民活動の促進・支援・交流を目的に、市民団体などと連携し、支援機能の充実強化を図ります。	企画情報課 生涯学習課
スポーツ施設の使用料の減免	各公園内有料スポーツ施設の使用料を高校生が部活動などで使用する場合に限り、3割減免を実施します。	都市整備課

4 すべての子どもと家庭の安心・安全の確保

子どもや子ども連れの親が安全に安心して生活できるよう、道路交通環境や公園、住宅等の整備を進めるとともに、バリアフリー化などに努めます。

また、地域と連携し、子どもだけでなく地域の大人と一体となった交通安全意識の向上と、防犯意識の高揚を図ります。

そして、男女共同参画の考えのもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発や支援を行います。

さらに、経済的問題やことばの問題など、様々な困難を抱える子育て家庭に対して、情報提供・相談を行うとともに、サービス利用に向けた支援を行います。

加えて、子育て支援に関しては、問題が多重的なケースもみられることから、関係部署や関係機関が連携し、切れ目ない支援につなげます。

（1）生活環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向性】

本市では、平成 21 年度より毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家庭の大切さや家庭の役割りを考える機会とするとともに、ワーク・ライフ・バランスの趣旨の理解促進や実現を図っています。

また、男女共同参画事業や男女共同参画相談支援センターをはじめとする各種事業や取り組みを通じて、ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の促進を図ります。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
白石市「家庭の日」推進事業	毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、毎日を共に過ごす家族のすばらしさや、話合いのできる家族のありがたさを見直すための活動を行います。	生涯学習課
男女共同参画推進事業	男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を存分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指した施策を推進します。	福祉課
男女共同参画相談支援センター	男女共同参画相談支援センターに相談員を置き、配偶者などからの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント等の問題に悩む方をサポートします。 また、DV被害者の緊急一時保護及び自立のための支援活動を行います。	福祉課

(2) 安全・安心まちづくりの推進

【施策の方向性】

交通安全活動や巡回活動などを地域が一体となって実施するとともに、しろいし安心メール等を積極的に活用し、子どもたちを事件や事故、災害等から守る取り組みを推進します。

また、安心して子育てできる環境づくりに向けて、安全な道路環境整備や公園の適正な維持・管理、ゆとりある住環境づくりなど、生活環境全般の充実に取り組みます。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
防犯体制の充実	防犯意識の啓発と防犯運動の推進により、全市的な防犯機運の盛り上げを図るとともに、自主的防犯組織の充実強化、防犯キャンペーンの実施、防犯灯のLED化などにより犯罪の起こりにくい環境を整備し、市民が安心して暮らせる生活環境の実現に努めます。	危機管理課
公園灯・バリアフリートイレ等の設置	公園環境の現状を再点検し、公園灯・バリアフリートイレなどの設置を検討します。	都市整備課
しろいし安心メール	電子メールを使用して、災害情報や防犯情報、白石市からのお知らせを配信します。 ※要登録	危機管理課
安全な教育施設設備の整備及び教育施設設備の適切な管理	幼稚園2園、小学校9校、中学校4校について、適切な維持管理、整備を行います。	学校管理課
幼児交通安全教室	市内の幼稚園・保育園において、交通指導隊と地域交通安全推進委員の協力のもと交通安全教室を実施し、幼児の交通安全意識の向上を図ります。	危機管理課
幼年消防クラブの育成	市内の全市立保育園6園、私立幼稚園1園に結成されており、幼年期からの防火意識の向上を図っています。	危機管理課
新入学児童の交通安全指導	市内各小学校の一日入学時に、親子それぞれを対象とした交通安全講話の実施と交通安全ランドセルカバーの配布を行います。	危機管理課

事業名	内容	担当課
市道改良整備事業	子どもたちが安全に通行できるように、道路の拡幅や舗装工事を実施します。	建設課
白石市危険ブロック塀等除却事業	通学路などに面した危険なブロック塀等の除却に要する費用を助成します。	建設課
スクールパトロール（通学路巡視）	児童・生徒の登下校時に通学路の巡回及び交差点などに立つことで、児童・生徒の安全を見守ります。	学校管理課
市内小中学校交通安全教室	市内の小中学校において、交通指導隊員による交通安全教室を実施します。	危機管理課
街頭巡回指導	青少年相談センター相談員が2名1組となり、子どもたちの下校時間帯以降や塾の帰り時に、市街地や大型店舗、たまり場になりやすい公園などでの巡回指導や、愛のひと声をかけます。	学校管理課
白石市営住宅第3子優先入居制度	市内6団地において、満18歳未満の子どもが3人以上いる世帯を、一般世帯に先立ち募集します。	建設課
子育て応援住宅入居者向け定住促進補助制度	子育て応援住宅を退去後3年間以内に白石市内に住宅を取得した世帯に補助金の交付を行い、定住を支援します。	建設課
安全・安心なまちづくりの推進のための都市計画道路の整備	東町において、これまで中河原白石沖線や周辺街路の整備を行ってきており、唯一未整備になっている東町三丁目から東町六丁目までの区間、延長457mを整備します。	都市整備課

(3) 家庭の状況に応じたきめ細かい支援の充実

【施策の方向性】

障がいをもつ子どもや外国籍の子どものいる家庭、ひとり親家庭、貧困家庭など様々な困難をかかえる家庭に対して、情報提供や相談・支援等、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図ります。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
白石市母子福祉対策資金貸付金	緊急に小口の生活資金を必要とする母子世帯に貸し付けます。	福祉課
児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭、父または母に重度の障がいがある家庭、親に代わって児童を養育している方に支給します。対象児童は18歳の年度末までの児童です（心身に一定の障がいがある児童は20歳未満）。 なお、公的年金や所得により制限があります。	福祉課
母子・父子家庭医療費助成事業	母子家庭の母親または父子家庭の父親で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「児童」）を養育している方とその家庭の児童、両親のいない児童に対し、医療費を助成します（所得制限あり）。	健康推進課
母子相談	母子家庭の生活、教育、医療費など経済上の問題や、就職、生業、住宅等の生活上の問題の相談に応じ、その自立に必要な指導を行います。	福祉課
高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の母及び父に対し、就職に結びつきやすい看護師、介護福祉士、保育士などの資格を取得するための養成機関に就学する期間中の生活費の負担軽減を図ることから、給付金を支給します。	福祉課
自立支援教育訓練給付事業	ひとり親家庭の母及び父に対し、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座などの就業に結びつく可能性の高い講座を受講した場合、受講に支払った費用の一部として給付金を支給します。	福祉課

事業名	内容	担当課
子育て世代包括支援センター	妊産婦や乳幼児などの状況を継続的・包括的に把握し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するとともに、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応し、妊産婦や乳幼児に対する切れ目のない支援を提供する体制をつくります。	健康推進課
子ども家庭総合支援拠点	コミュニティを基盤にしたソーシャルワーク機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として必要とされる支援を行い、子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めます。	福祉課
外国籍の子どもサポーター	(公財)宮城県国際化協会の派遣を受け、学校との意思疎通及び日本語学習支援、教科学習支援を行い、外国籍の子どもをサポートします。	学校管理課

第7章 子どもの貧困対策の推進

1 子どもの貧困対策の推進にあたって

わが国では、子どもの相対的貧困率が近年上昇傾向にあり、貧困問題が社会問題化するなか、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方針などが示されました。

また、令和元年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、市町村において、子どもの貧困対策に係る計画の策定が努力義務とされました。

本章は、上記改正法に基づき、子どもの貧困対策の推進に係る市町村計画として位置付けます。

2 子どもの貧困対策の具体的な取り組み

子どもの貧困は、家庭環境をはじめとする経済的要因や文化的要因、人間関係などが相互に関連し、また親から子へと引き継がれる「貧困の連鎖」を生み出す傾向にあります。

そのため、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、幅広い視点から、総合的に貧困状況にある子どもと家庭への支援を行うことが重要です。

本市では、平成30年1月から2月にかけて、子どもの生活に関するアンケート調査を実施し、主な課題を整理しました。

そこから、本市では、次の5つを施策の柱に据えて、子どもの貧困対策の具体的な取り組みを推進します。

- (1) 教育・学習支援の充実
- (2) 生活支援の充実
- (3) 就労支援の充実
- (4) 経済的支援の充実
- (5) 子どもの貧困に関する支援体制や情報提供の充実

(1) 教育・学習支援の充実

アンケート調査では、生活困難層の家庭の状況をみると、「塾や習い事はしていない」割合が約4割と高くなっています。

ヒアリング調査でも、貧困家庭の子どもでは、学力が劣る傾向や学習塾に行けない状況がみられます。

また、アンケート調査において、どこまで進学させたいかの希望をみると、生活困難層では「高校」が3割弱となっています。

さらにヒアリング調査においても、生活困難層の家庭では、経済的な理由から、高校卒業後に就職を望み、大学などへの進学を断念するケースがみられます。

【施策の方向性】

生活困難層と非生活困難層の間で、学習を受ける機会と進学機会に差が生じていることがうかがえることから、貧困家庭に対して、放課後等を活用した学習機会の提供や進学時の経済的支援を行うなど、教育・学習に関する支援の充実を図ります。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
家庭教育支援チームの整備(協働教育推進総合事業)【再掲】	子育て中の親が抱える孤独な子育て、しつけなどの社会的課題解決のきっかけとなる親育ちのための参加型学習を推進するため、家庭教育支援チーム(地域ボランティア)の整備を図ります。	生涯学習課
子どもの学習・生活支援事業	生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯などを対象に、経済的な負担なく、すべての子どもたちに教育の機会や安心できる場所を提供し、将来的に困窮世帯の増加を抑制します。 また、子育てに関してひとりで抱えている不安や悩みの相談にも応じます。	福祉課(社会福祉協議会)
白石市奨学資金貸付	向学心にもえる優秀な学生が、経済的事由により学資支弁が困難なとき、希望者に奨学資金を貸し付けることで就学を可能にし、有能な人材の育成を図ります。	学校管理課

(2) 生活支援の充実

アンケート調査では、生活困難層の家庭の状況をみると、重要だと思える支援として「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」「子どもがふだんから利用できる場所(子ども食堂、低廉な学習塾など)が設置されること」「子どものことや生活のことなど悩み事を相談できること」「住宅を探したり、住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」が上位に挙がっています。

また、生活困難層の子どもは、未治療のむし歯がある子どもの割合が高く、保護者も健康状態がよくない傾向がみられます。

【施策の方向性】

子どもの居場所づくりをはじめ、親の学びや相談体制、住宅支援など、子どもと保護者がともに安心して過ごせる生活基盤の充実を図ります。

また、子どもやその保護者の健康づくりと良好な生活習慣の確立に向けて、関係機関等と連携しながら適切な支援と啓発を推進します。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
生活保護事業	病気や障がい、思いがけない事故など、様々な事情により真に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた適正な援助・指導を行います。	福祉課
生活困窮者自立促進支援事業	生活困窮世帯などを対象に就労相談等を行い、生活の安定を図ります。	福祉課(社会福祉協議会)
子どもの学習・生活支援事業 【再掲】	生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯などを対象に、経済的な負担なく、すべての子どもたちに教育の機会や安心できる場所を提供し、将来的に困窮世帯の増加を抑制します。 また、子育てに関してひとりで抱えている不安や悩みの相談にも応じます。	福祉課(社会福祉協議会)

(3) 就労支援の充実

アンケート調査では、生活困難層の家庭の状況をみると、保護者の正規雇用の割合が低くなっています。

また、ヒアリング調査でも同様で、保護者の長時間労働や不安定な就労状況がみられます。

【施策の方向性】

生活困難層の家庭が、安定的な経済基盤を確保し、自立した生活を送れるよう、貧困家庭の保護者に対して、生活上の相談や就労相談を行います。

また、就職に結びつきやすい資格の取得などに向けた給付など、就労に向けた各種支援の充実を図ります。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
母子相談【再掲】	母子家庭の生活、教育、医療費など経済上の問題や、就職、生業、住宅等の生活上の問題の相談に応じ、その自立に必要な指導を行います。	福祉課
生活困窮者自立促進支援事業【再掲】	生活困窮世帯などを対象に就労相談等を行い、生活の安定を図ります。	福祉課（社会福祉協議会）
高等職業訓練促進給付金事業【再掲】	ひとり親家庭の母及び父に対し、就職に結びつきやすい看護師、介護福祉士、保育士などの資格を取得するための養成機関に就学する期間中の生活費の負担軽減を図ることから、給付金を支給します。	福祉課
自立支援教育訓練給付事業【再掲】	ひとり親家庭の母及び父に対し、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座などの就業に結びつく可能性の高い講座を受講した場合、受講に支払った費用の一部として給付金を支給します。	福祉課

(4) 経済的支援の充実

アンケート調査では、生活困難層の家庭の状況をみると、暮らし向きが「大変苦しい」が約5割と高くなっています。

また、重要だと思える支援をみると、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が約8割と最も高くなっています。

【施策の方向性】

医療費助成をはじめ、小口の生活資金貸付や児童扶養手当など、各種の経済的な支援を行います。

また、必要に応じて、適切に家計の管理を行えるような支援・助言等を実施します。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
子ども医療費助成事業【再掲】	子どもの医療費のうち、保険診療による自己負担相当分を助成します（入院・外来毎の年齢制限あり）。 県内受診は現物給付方式を採用し、診療費の窓口負担をなくしているほか、県外受診は償還給付方式を採用し、金融機関を通じた口座振り込みを行っています。	健康推進課
母子・父子家庭医療費助成事業【再掲】	母子家庭の母親または父子家庭の父親で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「児童」）を養育している方とその家庭の児童、両親のいない児童に対し、医療費を助成します（所得制限あり）。	健康推進課
白石市母子福祉対策資金貸付金【再掲】	緊急に小口の生活資金を必要とする母子世帯に貸し付けます。	福祉課
児童扶養手当給付事業【再掲】	ひとり親家庭、父または母に重度の障がいがある家庭、親に代わって児童を養育している方に支給します。対象児童は18歳の年度末までの児童です（心身に一定の障がいがある児童は20歳未満）。 なお、公的年金や所得により制限があります。	福祉課
生活困窮者自立促進支援事業【再掲】	生活困窮世帯などを対象に就労相談等を行い、生活の安定を図ります。	福祉課（社会福祉協議会）

事業名	内容	担当課
子どもの学習・生活支援事業 【再掲】	生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯などを対象に、経済的な負担なく、すべての子どもたちに教育の機会や安心できる場所を提供し、将来的に困窮世帯の増加を抑制します。 また、子育てに関してひとりで抱えている不安や悩みの相談にも応じます。	福祉課（社会福祉協議会）
要保護・準要保護 児童生徒援助費 （就学援助）	生活保護受給者または生活保護に準じる程度に生活が困窮している児童生徒世帯に対し、学用品費や給食費などを支給しています。支給額は定額または実費（費目により上限額あり）としています。	学校管理課

（５）子どもの貧困に関する支援体制や情報提供の充実

ヒアリング調査では、生活困難層の家庭の状況をみると、関係機関・団体との情報交換の場づくりなど、連携強化による支援体制づくりを求める声がありました。

また、子どもの貧困に関する各種支援制度や相談窓口の情報提供を求める声がありました。

【施策の方向性】

子どもの貧困に関する支援団体や関係機関同士の交流・連携を促し、支援体制の強化を図るとともに、相談窓口や支援制度の内容などが当事者に的確に伝わるよう、情報発信手法の強化・充実を図ります。

【具体的施策】

事業名	内容	担当課
母子相談【再掲】	母子家庭の生活、教育、医療費など経済上の問題や、就職、生業、住宅等の生活上の問題の相談に応じ、その自立に必要な指導を行います。	福祉課
利用者支援（子育て支援コーディネート）事業・基本型	子育て家庭や妊娠している方が幼稚園、保育園、地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、相談者の個別事情に寄り添い、相談内容にあった子育て支援施設・関係機関等を紹介するお手伝いをします。	子ども家庭課

第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくりなど、広範な分野にまたがる、子育て支援に関する総合的な計画です。そのため、庁内の関係部署間の連携強化をはじめ、全庁的な施策推進に向けた連携・協力体制の強化を図ります。

また、計画の推進にあたっては、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携・協働により取り組みます。そのなかで、本計画に記された内容や子育て支援についての周知に向けて、市の広報紙やホームページをはじめとする各種媒体を活用し、積極的な情報提供に努めます。

そして、質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を実施していくためには、市と幼稚園や保育園などの教育・保育施設、サービス提供事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

さらに、妊娠・出産期からの切れ目ない支援と、地域の子育て支援機能の維持及び確保などを図るためには、子育て支援を行う方同士の密接な連携が必要です。

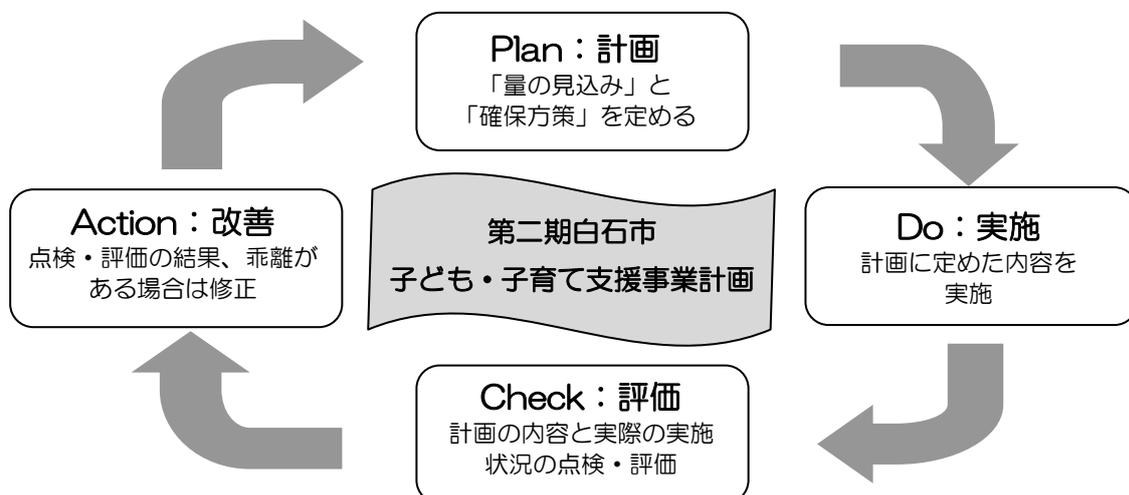
そのため、「白石市子ども・子育て会議」「白石市子どもネットワーク連絡協議会」「白石市子ども・子育て支援（子どもの貧困対策）庁内連絡会」を活用し、市と事業者、関係機関などが円滑な連携を図りつつ、地域の子育て支援を推進できるよう取り組みます。

2 計画の進捗管理・評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を「白石市子ども・子育て会議」において把握し、毎年度点検・評価を実施します。

具体的には、PDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行います。

また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。



1 白石市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、白石市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 白石市特別職の職員の給与に関する条例(昭和42年白石市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2 白石市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属	役職	選出区分	備考
1	佐々木 とし子	しろいし母親クラブ	会長	その他市長が 適当と認める者	会長
2	松野 久郎	白石市議会	厚生文教常任 委員会 委員長	子ども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	副会長 任期：令和元年 8月31日まで
	佐藤 秀行	白石市議会	厚生文教常任 委員会 委員長		副会長 任期：令和元年 9月1日より
3	志村 洋一	白石市父母教師会 連合会	会長	子どもの保護者	
4	岡 匡伴	白石市越河保育園 父母の会	会長		
5	佐藤 智美	白石市第一幼稚園 保護者会	会長		
6	佐藤 全	(株)ヴィ・クルー	代表取締役	事業主を代表 する者	任期：令和元年 8月31日まで
	佐藤 宏介	(株)蔵王高原フーズ	工場長		任期：令和元年 9月1日より
7	山内 洋介	連合宮城仙南地域 協議会白石地区会議	事務局長	労働者を代表 する者	任期：令和元年 8月31日まで
	松島 利宏		議長		任期：令和元年 9月1日より
8	榎本 由香	学校法人風間学園 ひかり幼稚園	主任	子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	
9	稲村 里美	白石市第一幼稚園	園長		任期：令和元年 8月31日まで
	佐々木 淳子	白石市第二幼稚園	園長		任期：令和元年 9月1日より
10	佐藤 なぎさ	社会福祉法人 はるかぜ福祉会 白石はるかぜ保育園	園長		
11	安達 まゆみ	白石市白川保育園	園長		任期：令和元年 8月31日まで
	山家 仁美	白石市深谷保育園	園長	任期：令和元年 9月1日より	
12	佐藤 よし美	白石市教育委員会	教育委員	子ども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	

3 計画策定の経過

年月	事項	内容
平成30年 1月～2月	白石市子どもの生活に関するアンケート調査の実施及び子育て支援に係る団体へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 保護者アンケート：小学校5年生・中学校2年生がいる全世帯とそれ以外で18歳未満の子どもがいる保護者を対象に実施 児童・生徒アンケート：小学校5年生・中学校2年生とそれ以外で10～18歳の子どもを対象に実施 子育て支援に係る8団体を訪問し、貧困家庭の特性などの聞き取りを実施
平成30年 10月15日	平成30年度第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 白石市子どもの貧困対策実態調査結果等について 第二期計画に係るアンケート調査の実施について
平成31年 1月～2月	白石市子育て支援に関する調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童保護者、小学生保護者を対象に、子育て支援に関するアンケート調査を実施
平成31年 3月15日	平成30年度第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第二期計画の策定に係るアンケート調査の中間報告について
平成31年 3月25日	第二期計画策定の諮問	<ul style="list-style-type: none"> 第二期計画策定を白石市から白石市子ども・子育て会議へ諮問
令和元年 7月30日	令和元年度第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第二期計画の策定に係るアンケート調査結果の報告について 第二期計画の骨子案について
令和元年 11月12日	令和元年度第1回白石市子ども・子育て支援（子どもの貧困対策）庁内連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 第二期計画の素案について 第二期計画策定に向けてのスケジュール
令和元年 11月～	関係各課による第二期計画素案の検討	<ul style="list-style-type: none"> 関係各課での素案内容検討・調整
令和元年 12月19日	令和元年度第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第二期計画の素案について
令和2年 1月～2月	意見募集	<ul style="list-style-type: none"> 第二期計画（素案）への意見募集
令和2年 2月12日	令和元年度第2回白石市子ども・子育て支援（子どもの貧困対策）庁内連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 第二期計画（素案）へ提出された意見に対する市の考え方
令和2年 2月17日	令和元年度第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第二期計画の最終案について
令和2年 2月21日	第二期計画策定の答申	<ul style="list-style-type: none"> 第二期計画策定を白石市子ども・子育て会議から白石市へ答申
令和2年 3月	第二期計画の決定	

第二期白石市子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度

令和2年3月発行

白石市 保健福祉部 子ども家庭課
〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号
TEL 0224-22-1363
FAX 0224-22-1316



白石市PRキャラクター
ポチ武者こじゅーろう